

御宿町告示第42号

平成23年御宿町議会第3回定例会を次のとおり招集する。

平成23年8月24日

御宿町長 石田義廣

記

1. 期 日 平成23年9月1日

1. 場 所 御宿町役場議場

## 平成23年第3回御宿町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成23年9月1日（木曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成22年度健全化判断比率について
- 日程第 6 報告第 2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成22年度資金不足比率について
- 日程第 7 議案第 1号 専決処分の承認を求ることについて  
（平成23年度御宿町水道事業会計補正予算（第1号））
- 日程第 8 議案第 2号 備品の取得について
- 日程第 9 議案第 3号 御宿町公共施設維持管理基金条例の制定について
- 日程第 10 議案第 4号 御宿町暴力団排除条例の制定について
- 日程第 11 議案第 5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 6号 御宿町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 7号 平成23年度御宿町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 14 議案第 8号 平成23年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 15 議案第 9号 平成23年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 16 議案第 10号 平成23年度御宿町一般会計補正予算（第4号）

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	松崎 啓二君	2番	白鳥 時忠君
3番	川城 達也君	4番	新井 明君
5番	石井 芳清君	6番	伊藤 博明君
7番	小川 征君	8番	中村 俊六郎君
9番	式田 孝夫君	10番	貝塚 嘉軒君
11番	大地 達夫君	12番	瀧口 義雄君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田 義廣君	教育長	浅野 祥雄君
総務課長	氏原 憲二君	企画財政課長	木原 政吉君
産業観光課長	藤原 勇君	教育課長	大竹 伸弘君
建設環境課長	米本 清司君	税務住民課長	渡辺 晴久君
保健福祉課長	多賀 孝雄君	会計室長	佐藤 昭夫君

---

事務局職員出席者

事務局長 岩瀬 由紀夫君 係長 市東 秀一君

---

## ◎開会の宣告

○議長（新井 明君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成23年第3回定例会が招集されました。

本日の出席議員は12名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成23年9月招集御宿町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

なお、12番、瀧口義雄君の身内に不幸があり、日程第3、諸般の報告の後に退席をいたします。

なお、本日は湿度が高いため暑いので、上着を脱いで結構でございますので、よろしくお願ひを申し上げます。

傍聴人に申し上げます。

傍聴席が混雑いたしますので、けがのないように注意してください。傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静肅にお願いをいたします。なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定をお願いをいたします。

（午前10時00分）

---

## ◎会議録署名人の指名について

○議長（新井 明君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により、議長より指名をいたします。7番、小川征君、8番、中村俊六郎君にお願いをいたします。

---

## ◎会期の決定について

○議長（新井 明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により、本日から2日間とし、本日は、議長から諸般の報告及び石田町長から今定例会に提出された2報告、16議案に関する提案理由の説明と諸般の報告を求めた後、一般質問及び報告第1号、報告第2号並びに議案第1号から議案第10号について、順次上程の上、質疑の後、採決を行い、散会いたします。

明日2日は、議案第11号から議案第16号について、順次上程の上、質疑の上、採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま申し上げた日程のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から2日間とし、本日は諸般の報告、一般質問及び議案第10号まで議案質疑、採決を行い、明日2日は議案第11号から議案第16号について議案質疑、採決を行うことに決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告について

○議長（新井 明君） 日程第3、諸般の報告について。

今定例会に際し、初めに私から諸般の報告を行います。

6月28日、第8回議会改革委員会を開催し、7月13日に第9回議会改革委員会、また教育民生委員会による夷隅保育所の視察を行い、千町、国吉、中川の3保育所の統合の経緯や施設の概要、保育の現状等について視察しました。

7月15日、第4回産業建設委員会協議会で指定ごみ袋の導入について協議を行い、22日に第10回議会改革委員会、26日に後期高齢者医療広域連合議会全員協議会、29日に第10回議員協議会を開催いたしました。

8月1日、夷隅郡町村議会議長会により、神奈川県開成町にて議会改革について視察を行い、4日に第11回議会改革委員会、議会だより編集委員会、12日に後期高齢者医療広域連合議会臨時会、16日に第3回総務委員会協議会で公共施設維持管理基金条例等について協議を行い、22日に議会運営委員会、30日に夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会に出席しました。

以上で諸般の報告を終わります。

続きまして、今定例会に際し、石田町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長（石田義廣君） 本日ここに平成23年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

さて、今年の夏は、福島第一原子力発電所からの放射能放出問題や電力供給不足への対応のための節電など、東日本大震災に起因する二次的被害のため、観光客の入り込みなど大変心配された夏でございましたが、関係者のご理解とご協力のもと、花火大会が盛大に実施できましたこと、海水浴場・ウォーターパークにおきましても、これまで事故もなく運営することができましたことに、議員の皆様方のご協力に対しまして、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。

ここで施設ごとの今年の夏の入り込み状況についてご報告をさせていただきます。

まず、海水浴場でございますが、海水浴客数の入り込みでございます。8月23日現在の浜・中央・岩和田海水浴場の合計で12万1,810人と前年度に比べまして5万840人の減、率にいたしまして29.5%の減少であります。

次に、ウォーターパークでございますが、施設利用者は1万3,642人、対前年度比3,374人の減で、率にいたしまして19.8%の減少です。

続いて、町営駐車場でございますが、7月、8月の合計で7,263台、対前年度比2,403台の減で、率にいたしまして24.9%の減少でございます。

いずれにいたしましても、中間報告として報告をさせていただきます。

続きまして、先に議会のご理解をいただきました緊急経済対策として実施しております「おんじゅくとびっきり元気キャンペーン」の経過でございます。7月2日からキャンペーン協力店119件に対し、総数7,000枚のクーポン券の受け付けを行っております。8月27日現在の予約及び執行済みクーポン券は6,390枚で、執行率は91.3%でございます。キャンペーン期間は10月31日まででございますので、期間終了まで、できるだけ多くの皆様方がご利用できるよう引き続きPRに努めてまいる所存でございます。

報道によりますと、南房総市では、今季の海水浴客は昨年比43%の減、館山市では39%減、鴨川市では53%減を発表しております。いずれも海水浴客が激減する中で、本町におきましては、途中経過ではございましたが、29.5%の減にとどまりましたのは、この緊急経済対策としてのクーポン券発行事業の成果が出たものと考えております。ご関係の皆様方のご協力に改め

て感謝を申し上げる次第であります。

また、国会におきましては、新首相の選出がございました。千葉県出身の方でございますので、大きな期待を抱く一方で、地方に対する政策や方針など、今までの方向性が修正されることも充分考えられますので、今まで以上にその動向などを注視してまいりたいと考えております。よろしくお願ひを申し上げます。

本定例会にご提案いたします案件は、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づく財政指標についての報告2件を初め、専決処分の承認と備品購入に際しての付議がおののおの1件、新条例の制定を含む条例案件4件、補正予算案4件、22年度決算認定6件の2報告、16議案をご審議いただことといたしましたが、開会に先立ちまして、各議案の提案理由及び諸般の報告について申し上げます。

まず、今定例会にご提案いたします議案の概要について説明を申し上げます。

報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成22年度財政健全化判断比率については、平成22年度財政健全化判断比率を別紙のとおり算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、議会に報告するものです。

報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成22年度資金不足比率については、平成22年度資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、議会に報告するものです。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについては、水道事業会計補正予算（第1号）でございます。臨時職員の賃金及び法定福利費の追加を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求めるものです。

議案第2号 備品の取得については、御宿町消防団第7分団のポンプ車を更新したいので、議会の議決に付るべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決に付するものです。

議案第3号 御宿町公共施設維持管理基金条例の制定については、町が保有する公共施設の安全性及び機能性を維持するため、施設の維持補修を適正かつ計画的に行うための財源確保を目的に条例を制定するものです。

議案第4号 御宿町暴力団排除条例の制定については、千葉県暴力団排除条例の施行を受け、暴力団の排除に関する事項を町条例に定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって町民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的としております。

議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す

る条例の制定については、今年8月にスポーツ振興法が改正され、スポーツ基本法という名称に変更になりました。その中で法改正の前の「体育指導委員」は「スポーツ推進委員」へと委員名が変更になりましたので、町条例においても委員の名称の改正をお願いするものでございます。

議案第6号 御宿町税条例等の一部を改正する条例の制定については、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るため、地方税法等の一部を改正する法律が本年6月30日に公布されたことに伴い、寄附金控除の適用下限額引き下げや諸税の不申告に対する過料の引き上げ等の改正、災害等特別な事情がある場合における町民税及び軽自動車税の減免規定の整備等のため、御宿町税条例等の一部を改正するものでございます。

議案第7号 平成23年度御宿町水道事業会計補正予算（案）第2号は、臨時職員雇用にかかる賃金及び法定福利費、浄水場の浄水汚泥増加に伴う処分費にかかる委託料、浄水場の洗浄用ポンプ故障修繕にかかる修繕費の追加をお願いするものです。

収益的収入及び支出予算の営業費用を597万4,000円追加し、水道事業費用の予算総額を2億7,179万円とするものです。

また、資本的収入及び支出予算の建設改良費を275万円追加し、資本的支出の予算総額を5,249万8,000円とするものです。

議案第8号 平成23年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号は、歳入歳出とともに1,014万2,000円を追加し、補正後の予算総額を10億6,334万7,000円とするものです。補正の理由は、前年度剩余金の財政調整基金への積み立てと前年度国庫支出金等の精算のため追加補正をお願いするものです。なお、本案は、去る8月17日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第9号 平成23年度御宿町介護保険特別会計補正予算（案）第1号は、歳入歳出とともに432万4,000円を追加し、補正後の予算総額を7億5,818万円とさせていただくものです。主な内容は、4月の人事異動に伴う人件費の調整と平成22年度介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う国庫支出金等の精算のため追加補正をお願いするものです。

議案第10号 平成23年度御宿町一般会計補正予算（案）第4号は、歳入歳出とともに5,750万円を追加し、補正後の予算総額を33億140万円とするものです。

主な内容は、町独自の地域活性化対策を初め、子ども医療にかかる扶助費の追加、大腸がん検診や太陽光発電設備導入にかかる助成、さらには将来財政の安定化を考慮し、公共施設維持管理基金への積み立てを行うほか、人事異動に伴う人件費の調整について補正を行ってお

ります。補正財源は、太陽光発電設備導入助成にかかる県支出金や介護保険特別会計からの精算繰入金のほか、平成22年度からの純繰越金を充て、収入の均衡を図りました。

議案第11号 平成22年度御宿町水道事業決算の認定については、平成22年度決算について、町監査委員の審査に付し、その意見を得ましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、本議会の認定をお願いするものです。

議案第12号 平成22年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、地方自治法の規定に基づき監査委員の意見を付し、ここに認定を求めるものでございます。

歳入総額11億3,649万472円、歳出総額10億7,141万623円、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は6,507万9,849円でございます。引き続き今後も健全な財政運営に努めたいと考えております。なお、本決算につきましては、去る8月17日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第13号 平成22年度御宿町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、地方自治法の規定に基づき監査委員の意見を付し、ここに認定を求めるものでございます。

歳入総額335万3,256円、歳出総額335万3,256円、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支はゼロ円でございます。老人保健法の経過措置期間は平成23年3月31日までございますので、これをもって御宿町老人保健特別会計は閉鎖いたしました。

議案第14号 平成22年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法の規定に基づき監査委員の意見を付し、ここに認定を求めるものでございます。

平成22年度の決算につきましては、歳入総額1億2,206万1,486円、歳出総額1億2,191万9,886円、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は14万1,600円でございます。

議案第15号 平成22年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、地方自治法の規定に基づき監査委員の意見を付し、ここに認定を求めるものでございます。

決算の概要は、歳入総額7億5,248万1,386円、歳出総額7億3,164万9,558円、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は2,083万1,828円でございます。

議案第16号 平成22年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定については、地方自治法の規定により監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるものでございます。

本決算は、歳入総額34億9,647万6,715円、歳出総額32億6,925万2,821円、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は2億2,722万3,894円となりました。この額から翌年度に繰り越す財源を引いた実質収支額では2億2,243万1,978円の黒字決算でございます。

平成22年度は、21年度から継続して数次にわたり地域活性化交付金の交付、雇用対策など景

気回復に向け、国の施策が講じられました。町におきましても、こうした国の財源を有効活用し、地域情報通信基盤整備や観光施設整備のほか、福祉の充実、産業振興など、地域活性化に向け幅広い分野にわたり、きめ細かに対応したことから、歳入歳出総額が前年度規模を上回りました。

自立かつ特色ある自治体経営が求められ、職員の創意工夫や住民の方々の協力により、財源を捻出し、産業振興や生活基盤整備、医療・福祉など、魅力ある地域づくりに取り組んでまいりました。今後も適正な財政運営はもちろんのこと、知恵と工夫で新たな原動力を生み出し、住民サービスへと還元してまいりたいと考えておりますので、認定方、よろしくお願いを申し上げます。

次に、諸般の報告をさせていただきます。

6月19日に高山田地域保全会の総会が開催されました。

20日には、旭日単光章の受章の栄に浴されました元御宿町議会議員、佐藤高二氏に叙勲を伝達いたしました。

同日、空中散布協議会が開催されました。

21日には、例月出納検査と水道事業会計の決算審査が行われました。

22日には、野沢委員会と区長会議を開催いたしました。

24日には、観光協会の総会が開催され、議案はすべて原案どおり可決いたしました。

27日には、いすみ鉄道株式会社の定時株主総会及び取締役会が行われました。

28日には、プール運営委員会と花火大会の打合会議を開催いたしました。

30日には、国際交流協会役員会といすみ鉄道対策協議会の総会が開催されました。

7月4日は、B&G財団からのプール改修費の交付式がありました。

5日には、千葉県河川協会及び道路協会夷隅支部の通常総会がいすみ市において開催されました。

6日には、御宿町公民館を会場に社会を明るくする運動夷隅大会が開催されました。

8日には、町消防団活性化検討委員会と花火大会実行委員会を開催いたしました。

9日には、区役員と消防団員を対象に町津波避難計画作成のためのワークショップを開催いたしました。

10日は、町民懇談会を例年どおり旧小学校区3カ所において実施いたしました。

11日は、社会を明るくする運動の街頭啓発が行われ、早朝にもかかわらず、保護司や民生委員を初め多くのボランティアの皆さんの参加がございました。

同日、山武長生夷隅医療圏合同会議が招集されました。

13日には、観光キャラバン隊を山梨県庁において行いました。

14日には、安全で安心なまちづくり推進協議会の定期総会が御宿町役場で開催されました。

15日には、駐日メキシコ大使の退任に伴うレセプションに新井議長とともに参加をいたしました。

16日には、町青少年相談員連絡協議会主催による青少年つどい大会が開催され、子供たちは炎天下を物ともせず、キックベースボールに参加し、六軒町子ども会が優勝いたしました。

同日、プール開き及び海開きを挙行し、本格的な観光シーズンの到来を告げるとともに、プール、海水浴場のさらなるにぎわいと安全を祈願いたしました。

また、本年は、津波を想定した観光客の避難訓練を広域消防、町消防団の協力のもと、式典の後に実施いたしました。暑い中での訓練ではございましたが、多くの観光客の皆さんのが参加をしてくださいました。

20日は、国際交流協会の総会が行われました。

22日には、布施学校組合の例月出納検査と決算審査を行いました。

25日には、県町村会政務調査会震災被災地視察研修に参加いたしました。

26日には、核兵器の廃絶のため、原水爆禁止平和大行進が来庁されました。

27日から29日には、恒例の海と山の子交流会が開催され、一連の行事は滞りなく終了し、野沢温泉村の皆さんには無事に岐路につかれました。

29日には、福祉自治体ユニット及び地域ケア政策ネットワークの合同総会に参加してまいりました。

8月2日には、千葉県反核平和の火リレーが御宿町に到着いたしました。反核のための活動に敬意を表しますと同時に激励を行いました。

3日には、地域高規格道路早期建設促進期成同盟の総会が開催されました。

4日には、花火大会を開催し、震災により各地で自肅の傾向が目立つ中、多くの皆様方から温かいご支援により、今年も無事に開催できましたことを御礼を申し上げます。

5日には、2名のB&G財団全国水泳大会出場選手に激励を行いました。

10日には、夷隅郡市広域市町村圏事務組合管理者・副管理者会議が開催され、22年度決算認定のほか、定例会付議事件について説明がございました。

同日、南房総広域水道企業団運営協議会と定例会が招集されました。

17には、国民健康保険運営協議会が開催され、本定例会付議事件について協議をお願いいた

しました。

20日から22日までは、恒例のビーチバレーモーンカップイン御宿が開催され、盛況のうちに閉会いたしました。

23日には、例月出納検査を実施するとともに、津波避難計画策定にかかる会議と区長会議を開催いたしました。

30日には、夷隅郡市広城市町村圏事務組合議会定例会が招集され、議案はすべて原案のとおり可決されました。

その会議の終了後行われました同組合議会全員協議会において、広域ごみ処理施設の整備は、地元住民との調整に時間を要し、その進捗状況はおくれぎみであることと、直接の広城市町村圏事務組合の業務ではございませんが、夷隅地域の自治体の意思を決定するための協議として、関連法人に亀田総合病院を有します学校法人鉄蕉館が開校を計画し、千葉県を初め南房総地域の自治体に財政支援を要望しております亀田医療大学の取り扱いについて、一定の方向性が示されました。内容につきましては、場を改めまして議員の皆様方にご説明をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

本定例会にご提案いたします議案の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、充分なるご審議を賜りまして、適切なるご議決をいただけますようお願い申し上げ、提案理由の説明及び諸般の報告といたします。

○議長（新井 明君） 以上で諸般の報告を終わります。

ここで瀧口議員、退席でございます。

---

#### ◎一般質問

○議長（新井 明君） 日程第4、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は90分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いをいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問について3回を超えることができないことになっておりますので、ご注意ください。

発言を許します。

---

#### ◇ 石井芳清君

○議長（新井 明君） 通告により、5番、石井芳清君、登壇の上、ご質問願います。

(5番 石井芳清君 登壇)

○5番（石井芳清君） 5番、石井です。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

本日は、議員任期4年の最後の一般質問にあたります。本日は、町長の政治姿勢について、まず都市計画の進捗状況、そして保育所の整備の基金の設置、防災・津波対策について及び放射能の汚染と対策について、岩和田漁港しゅんせつ事業について、デマンドタクシーの導入について、最後に御宿駅を利用される障害を持った方や通院される方などの駐車場の確保や安全対策について、町の考えをただしてまいりたいと思います。

それでは、まず都市計画の進捗状況について伺います。

都市計画につきましては、この間、防災機能の向上、また都市計画道路の整備、また用途地域の指定などでの乱開発の防止等の効果が説明を受けてきたわけであります。先般の上布施地区における町政懇談会の席におきましても、計画的な町づくりという意味合いにおいて、この都市計画について町はどのように考えておられるのかというような質問も出されたというふうに聞いております。

まず、この間の進捗状況について伺いながら、次期総合計画、24年度、25年度からですか、来年度、これから総合計画について計画をつくっていくということも先般伺いましたが、その中の都市計画というのは大きな位置づけにもなろうかというふうに思うわけでありますが、その中の位置づけと整備期間について、これは担当者というよりも、町長から直接お伺いしたいと思いますが、まずこの間の進捗状況について、担当から説明を受けたいと思います。

○議長（新井 明君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 概略的なことを少し申し上げます。ご承知のように、御宿町は、平成16年9月7日より都市計画を決定いたしまして、今日に至っております。現在までの進捗といたしまして、用途地域による景観の確保や防災面での安全性の向上について努めているところでございます。都市計画につきましては、段階的な整備計画が必要と認識いたしておりますが、長期的な視野に立って施策を推進していきたいと考えております。必要性の高い箇所など、優先度も見きわめまして、社会経済状況、また町財政状況を勘案した中で進めていきたいと考えております。

○議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） それでは、防災機能の向上ということでお話をしたいと思います。

進捗状況でも町長のほうからお話が出ましたけれども、建物が密集している地区に準防火地域を定める、あるいは防災性の高い構造により、火災からの安全性の向上や建築基準法による新築家屋のセットバックによる4メートル道路の確保が進んでいくということでございます。そうすれば、災害時の緊急車両等の通行が可能になる、また避難路としての活用が期待をされているということでございます。

○5番（石井芳清君） 防災機能の向上ということなんですが、具体的にこの間、私も幾つか町内を歩きまして、ちょうどセットバックの説明を受けましたけれども、そういう箇所も何ヵ所かあるというふうに思いますが、その延長というのは把握しておられるでしょうか、延長、セットバックされた延長といいますか、もし把握されておられれば、具体的に伺いたいと思います。

それから、町長も冒頭に町としても引き続き総合計画を含めて位置づけてやっていきたいというようなお話があったわけですが、都市計画道路の中で一つ大きなのは、商工会館から高山田方面に向かう道路ですね、中学校の前を通って、そして踏切がありますね。一番直近の中で町から説明を受けたときには、特に学校の整備のときなんですが、この踏切を、いわゆる道路を拡幅して、ちょうど須賀と申しましょうか、浜と申しましょうか、あそこと同じように下を道路を通すというようなお話を伺った経緯もございます。また、そうなれば、子供たちも、例えば運動なども、B&G施設の利用というのも比較的安心、また時間も短縮されるのではないかというふうに思うわけであります。

ちなみにいすみ市では、例は少し違うのかもわかりませんが、大原駅のエレベーターの設置ですね、これも大変多額の費用を要するということだったようでありますけれども、いわゆる今般の交付金等の事業で非常に速やかに整備されたという例もございます。今、私が申し立てるところも、かなり多額の費用と綿密な計画というものが私は必要になろうかというふうに思うわけでありますが、そうしたものが一定進んでおれば、いいかどうかは別としても、非常に突発的な国からの対応、財政対応ということを利用した上で整備ができるということもあるというふうに思うんです。

そうしたものの中で、これから東日本大震災の復興という中で大変財政状況も厳しいと。また、先ほど冒頭に町長からも報告を受けましたが、今般の夏の状況ですね、そうしたものの中でも、今年の税収、それからこれから以降も大変厳しいことも予想されるというのはわかるわけでありますけれども、町として、こうしたものを一度計画としてつくったわけ에서는、そうしたものの準備ですね、これはやはり怠らないようにしていくことも大切だろ

うというふうに思うわけですが、そうした近隣の経過も踏まえまして、改めて町長、都市計画、特に都市計画道路、それから災害対策ですね、今、若干説明もありましたが、そうしたものも踏まえまして、もう一度、もし答弁があれば、いただきたいと思います。

○議長（新井 明君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 大きな都市計画道路につきましては3路線あると思うが、今、ご指摘の商工会の前、あるいは中学校の道路につきましては、やはり3路線の中でも優先順位としては、初めに取りかかるべきものではないかと考えておりますが、先ほど申し上げましたが、経済状況、あるいは財政の状況を勘案しながら対応していきたいと思います。

○5番（石井芳清君） 了解いたしました。すぐということではないんですね、一定の準備は必要だらうと思います。それから、優先順位とすると、今、町長がおっしゃられましたが、私が指摘した御宿中学校の前の道路というのが、3路線の中では一番に優先されるという判断ということで了解いたしました。

それでは、次に移りたいと思います。保育所整備の基金設置について伺いたいと思います。

6月議会でも伺ったところありますが、御宿台の学校用地の利用計画の検討状況ですね、そのときもたしか御宿台及び担当としても9月ごろまでをめどに内部協議をしてまいりたいというような答弁を伺ったところかというふうに思いますが、検討状況及び保育所の整備方針について、改めてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） まず、御宿台の学校用地の利用計画の検討状況というご質問ですが、御宿台の学校用地の利用計画につきましては、町の内部協議とともに、御宿台区にもご意見を伺っております。御宿台区については、区長さんにお願いしたところ、7月に定住されている方々を対象に活用方法としてふさわしいと思われるものをお尋ねするという方法で、複数回答オーケーのアンケート調査を実施いただきました。

8月に集計結果をご報告いただいたところでございますが、定住されています約520軒にアンケートを配布いたしまして、それに対しまして77通の回答がございまして、ご意見の多い順にいいますと、集会場や自治会館が40件、図書館等の文化施設が36件、スーパー・コンビニ・農産物の直売所等の商業施設が14件、保育所の移設が10件、老人ホームや特別養護老人ホーム、介護施設が6件という順になっております。

また、町の内部協議ですが、まずは各課の主査・係長クラスで構成します基本構想の作業部会で現地視察の後、現在、活用方法について協議しております、9月中には作業部会からの

答申を受け、課長会議で町としての考え方をまとめていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（石井芳清君） 了解いたしました。御宿台の学校用地の利用についてでありますけれども、最終的には、今言った中で今後、具体的な計画をつくっていかれるというふうに思いますが、一つ声として紹介しておきたいというふうに思うのですが、御宿台には、ご承知のとおり、区民以外の方でも気軽に利用できる屋内施設ですね、屋外施設は幾つかあると思うんですけども、屋内施設というのがないと。今の集会場も、ほとんど御宿台区の住民の方々は利用さえも、ほとんど満杯で、なかなか利用できる状況もないというようなお話のようです。特に全般的には、御宿台という特別でなくして、町民の融和と、みんなと気楽にお話しできること、触れ合える、そういう場所というのを切望される方が大変多かったように思います。

ですから、今後、私の議会の任期も今月いっぱいござりますので、今後の整備について、こうした要望をぜひ具体化してほしいと。御宿台の方々のみならず、町民だれしも、今度は町が整備するわけですから、基本的に。そして、町外の方々も気軽にそこに集えるというような場所が一つ大事ではないかと。

それから、もう一つは、前々からありますけれども、保育所の整備ですよね。特に先般も申し上げましたけれども、500名を超える方々から高台に移転してほしいという要望がございますので、これは町政懇談会の席では、地元の意向、それから町全体の考え方を含めて、今後、保育所整備についても、場所も含めて検討したいというように説明をしておったというふうに思うわけでありますけれども、これについても、今後、多分、設置に向けての、設置というか、改修、一言で言えば整備でしょうね、整備に向けてのそうした委員会と申しましょうか、こうしたものも設置されるというふうに思うわけでありますけれども、もう一度改めてこの時点でお伺いしたいんですけども、保育所の整備についてはどのように考えられるかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 保育所の整備ということでございますが、現在、ご存じのように、築年数といたしましては30年から40年という古い施設でございまして、20年に実施いたしました公共施設の耐震化診断の際に、御宿と岩和田の保育所の合併ということも位置づけられておりますので、こういったものを含めまして、今、第4次総合計画が作成されておりますので、この計画において検討、協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○5番（石井芳清君） 御宿台の学校用地というのは、非常にそういう中では町長、どうでし

ようか、場所としては適當だと基本的には考えられているのでしょうか、それについてはいかがですか。

○議長（新井 明君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 高台への移転ということで、保育所に関しましては、いろいろ要望等が出てきてございますので、やはり御宿台の小学校用地につきましては、候補地の中の大きな一つとして挙げていきたいと思います。

○5番（石井芳清君） 了解いたしました。先ほど冒頭に議長から視察報告という中で、いすみ市の保育園の視察の報告がございました。私も参加をいたしたところでありますけれども、このいすみ市の保育園については、合併関係のそういう優遇策の中で財政を賄ったということのようございます。私の聞くところによると、特に保育所については、特段の整備に関する国・県等の援助というものはないというふうに伺っております。

過去、中学校の整備、これはまだ終わっていないわけでありますけれども、中学校の整備につきましても、当初、検討委員会が設置された中で、建設検討委員会が設置された中で、基金をまず設置して、学校建設、中学校整備の意思をまず町長みずから示していただいたというような経過がございます。

今般も、先ほど議案の説明の中で新たな基金の設置を行うということで、条例案、また予算も、関連する予算も提案をされておるようでございますが、やはり多額の費用が見込まれると思います。そしてまた、先ほど企画財政課長からも説明がありましたが、いろいろな附帯施設と申しましょうか、総合的な施設、こうしたものも、この学校用地の整備で要望も出ているところだというふうに思います。

そうした中で、保育所のこれから整備に向けて、そのための基金を設置すべきだというふうに考えるわけでありますけれども、町長、これについてはどのように考えるでしょうか。

○議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 議員のご指摘のように、公的な保育所には補助金がございません、私的なものについてはございますが。となりますと、建設にあたっては、すべて町単独費というふうな形になろうかと思いますので、財政状況を勘案しながら、状況に応じた新たな建設基金の制度というのも念頭に入れていかなければいけないんだろうと考えております。

○5番（石井芳清君） 了解いたしました。ぜひ町長、基金をきちんと設置されて、整備について意思を明確にしていただきたいと思います。計画というのは、時間がかかりますから、すぐというふうにはいかないというふうに思います。やはりきちんと合意をとって、財政的な対

応、こうしたものも整えていただいて、整備をしていただくと。その方向性について、やっぱり町として明確に町民に示していただくというのが、安心・安全という大きな位置づけであるというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。

○議長（新井 明君） 質問の途中ですが、休憩を入れたいのですが、ただいまより10分間の休憩といたします。

（午前10時46分）

---

○議長（新井 明君） 休憩前に引き続き一般質問を始めます。

（午前10時58分）

---

○議長（新井 明君） 5番、石井芳清君、お願ひします。

（5番 石井芳清君 登壇）

○5番（石井芳清君） それでは、続きまして防災・津波対策について伺います。

防災計画の見直しの進捗状況と9月の防災訓練の主な内容について伺います。

先般、津波対策会議ということで、私も参加して、会議の内容を見させていただきましたが、9月4日ですか、直近に町内で各所で行われるというふうに町のお知らせ版のほうにも載っておりましたが、今般までの具体的な進捗状況及び防災訓練について伺いたいと思います。

○議長（新井 明君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 防災計画の見直しの進捗状況と9月の防災訓練の主な内容についてお答えを申し上げます。

現在、御宿町防災計画につきましては、阪神・淡路大震災を踏まえまして、平成13年度に見直しが行われ、組織機構の変更に伴う課名の修正など、軽微な見直しを行ってまいりました。この間、国・県の改革に伴う修正、防災ビジョンの整理見直し、気象予報・警報の基準変更がございました。それに加え、全国各地でのゲリラ豪雨災害、新潟中越地震や東日本大震災など、想定外の大規模な災害が全国で発生しております。

このような状況を踏まえ、災害に強い町づくりの根幹となる御宿町地域防災計画の見直しについて、現在作業を進めております。見直しの主要項目は、土砂災害避難計画、津波避難計画、要援護者避難計画を予定しております。現在の進捗状況は、要援護者避難プランの全体計画の策定が完了し、また津波避難計画におきましては、東日本大震災を踏まえ、ワークショップな

どを開催し、地域の関係者のご意見を伺いながら、本年9月の策定を目標に策定作業を進めております。

千葉県では、東日本大震災を受け、千葉県防災計画の見直しを行っております。町の地域防災計画は、千葉県防災計画に準則することが必須であることから、県の動向を踏まえ、平成24年度を目標に見直し作業を進めております。

次に、9月の防災訓練の主な内容についてお答えを申し上げます。

本年度の防災訓練は、9月4日日曜日午前9時から、房総南方沖を震源とする推定マグニチュード8.2、震度6弱の地震が発生し、津波警報が発表され、御宿町に多くの被害が発生したことを想定に実施をいたします。実施地区は、高山田区、六軒町区、岩和田区、実谷区、上布施区の5地区の自主防災会と町消防団、御宿町赤十字奉仕団、町が連携し、地震発生による避難訓練、応急救護、模擬火災訓練、炊き出し訓練を予定しております。御宿台区では、9月22日に開催が予定されております。

今回の防災訓練では、いざというときに本当にしっかりした避難行動がとれるのか、もしものときに備えるため、想定外の津波への対処は、ともかくまず逃げる、早期避難にまさる手だけではなく、住民の皆さんにこのことを啓発、徹底してまいります。自分の命を守るのは自分しかいないという原点に立ち返って行動できるよう、関係者の皆様と連携を行い、実践に即した訓練を進めてまいります。よろしくお願ひ申し上げます。

○5番（石井芳清君） 了解いたしました。先般の津波避難計画策定に係る会議でありますが、この中で想定10メートル、それから津波到達がおよそ13分というような説明の中での計画策定であるというようなお話を伺いました。約1秒間に80センチという中で、1分間に48メートルとそのときおっしゃられましたか。およそ13分の中に5分ぐらいがその準備ですか。ですから、実際避難をされる時間というのは、見積もるとおよそ8分程度ではないかというような説明を受けたというふうに思います。

そうしますと、8分で移動できる距離ということで、380メートル、約400メートル移動すると。そうしますと、400メートルの中で、10メートルといいましても、やはりできれば20メートル以上の高台に移動したいというのが、今般の東日本大震災を経験した住民の多くの方々、特に海岸地帯に住まわれる方々というふうに思うわけであります。それで、先般も津波避難ビルということで、特にマンション等のビルについて、町としてお願ひをして、指定を行うというようなことのお話を伺ったわけでありますけれども、それから町内に幾つか高台もござります。

特に今日、町の考え方をただしたいのは、津波対策として、特に浜地域の方々、それから須賀の方々から非常に強い要望がございました。それはやはりそうはいっても、恒久的に安全な場所に逃げたいんだという中で、役場から御宿台にかけて、こちらに真っすぐ上がってくる道についての整備の要望を受けました。調べてみると、まだ当時の赤道と申しましょうか、そういうものもかなり残っているというふうに思います。浜地先もありますし、そうしたもののが整備という中で、避難路ができるのではないかというふうに思います。

特にその中でたしかこの2月末ぐらいでしたか、5017号線、これはいわゆる御宿漁港から真っすぐ御宿台方面に上っていく、そういう道路になろうと思いますけれども、この道路の道路改良などが整備を要望されていると思います。この道路でありますけれども、見ましたらですね、ちょうどここに写真を持ってきてございます。

この赤いのが平行線です。道路を見ていただければわかると思うんですけども、細い河川があるんですけども、山側から河川のほうに勾配、片方はいいんです。これは昔、金門製作所という保養所があった付近の写真を撮ってきたわけですけれども、やっぱり高齢者の方が大変多いという中で、つえについての移動、それから特に車いすなどについては、真っすぐ走れないんですね。常にガードレール側に曲がってしまいますので、非常に危険だと。それから、当然、幅員も狭いと。

ちなみにここの入り口というのは、都市計画以降の中で一定セットバックされて、入ってくるところは大変広くなっています、漁港から入るところは非常に広くなったわけですけれども、そういうところは多分先のJRの複線化のとき以来だと思うんですけども、そのときに大きく破損して、小修理をしたんですけども、やっぱり大きくて傷んだままだというようなこともあります。

ですから、救急車、消防車などのそういうものの進入ですね、それからふだんを含めて、そういう災害時に急いで逃げますので、そうしたときにこの道路は非常に危険な状態であるということがありますので、この道路の整備というような要望書も上がっておったというふうに思いますが、まずこの5017号線について、対応について伺いたいと思います。

○議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） ただいま議員のほうからもお話が出たように、今年の2月に浜西港班というんですか、有志一同、約20名ぐらいだと思うんですけども、要望を受けた経緯がございます。また、区長さんからもそういうお話を伺っているということで認識はしております。その要望書によると、路面等の老朽化、勾配等、高齢者には非常に苦になるというお

話でございました。この路線については、平成元年と15年度に一部、路面状態、状況の悪い箇所について、舗装工事を実施した経緯がございます。現在の路面状況ということにつきましては、現地調査したわけでございますけれども、路肩、あるいは勾配のついているところがあるということでございます。また、計画につきましては、町全体で考えるということで、ほかにも修繕の必要な箇所が多くあります。そういう中で順番等を検討する必要もあると考えますけれども、防災面等も勘案した、本路線についての改修を検討していきたいと思っております。

○5番（石井芳清君） 了解いたしました。至急、新年度内にぜひ実施をいただきたいというふうに思います。特にでこぼこが多いところもあるんですけれども、傾斜勾配というのは、なかなか町内に少ないと思うんですね。担当の方も近くにお住まいだというふうに認識しておりますので、状況をよく理解されていると思いますので、町長、この辺は対応を速やかにいただきたいと思います。

次に、緊急避難路の確保ということで、先ほどもちょっと途中までお話をいたしましたが、津波の避難路というのは複数が望ましいというふうに思います。避難路の一部分にしても、一時期、海に向かっての避難というのは、心理的にも現実的にも不都合があるというふうに思います。それから、先ほど災害の計画の策定の中での約400メートルというのはかなり短いんですね。ですから、その間にそういうものがあるんだったらば、できるだけ早く、山などで20メートル以上の高台に移動したいというのは当然だろうというふうに思います。

先ほど整備をしたいというような、5017号線の沿線ですね、延長の先にずっと線路を渡っていきますと、御宿台に上がる道がございます。地域の方に案内をしていただいて、ずっと上まで上がってみたんですけども、途中までコンクリかなんかで整備もしております。それで、最後のところが、ちょうどこんなような形で、ちょっと泥のような粘土状の土質ということで、これは晴れていたから上がるんですけども、雨が降ると非常に滑りやすい状況ではないかなと思います。それから、最後のところの約40メートルぐらいがちょっときついということで、そこには竹を切って、10本ぐらい、つえをついて上がるというような形で置いてありました。これも町道なんです、実はですね。

ですから、そうしたものをやはり緊急的に整備もしていくと。この整備なんですが、まず擬木などを使っての階段ですね、手すり、それから表示看板、こうしたもののが一般的には必要ではないかと思います。当然、地権者や隣接者の対応ということも大変大事だと思います。

それで、こうした場所が町内にたくさんあると思うんですね。役場の下のいわゆる駅裏の須賀の地域も、幾つか町道も、赤道も残っておると思います。高山田もそういう場所もあるとい

うふうに伺っております。こうした地域にぜひ地域防災の意識づくりも兼ねて、場合によっては、町が全部やるということも大事なのかもわかりませんけれども、例えば先ほどお話しした擬木だとか、それから看板だとか、こうしたもの現物支給によって、地域の皆さんで防災を考えながら整備をするということも私は大変大事ではないかなというふうに思うんです。今般の計画も、そういう面ではワークショップということで、40名ぐらいですか、さまざまな各種団体の長などが集まる、そういう話し合う場所で知恵を出し合いながら、計画、整備を進めているというようなお話を伺いました。

ぜひこれをモデルとして、緊急の避難路ですね、当面必要な安全対策ですね、こうしたものを見たはとっていく必要があると思うのですが、これについての考え方について伺いたいと思います。

○議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） ただいまおっしゃられた石井議員の提案、非常に私もいい提案ではないかなと考えます。階段をつくるための現物支給、そういう面については、そんなに多額なお金がかかるとは考えられませんので、そういう意見を踏まえた中で、実現に向けるようにしていきたいと考えます。

○5番（石井芳清君） 了解いたしました。これなどはそんなに多額な予算ではないと思います。事業費程度で賄える状況であろうと思いますので、町長、今、ワークショップをやっていきますけれども、ぜひ今度はもっと具体的な細かい地域の中で、こうした皆さんとお話をしながら、具体的な対応をぜひ図っていただきたいと思うんですけども、町長はその先頭に立って、津波対策をお願いできますか。

○議長（新井 明君） 石田町長。

○町長（石田義・君） 今、消防団の皆さんを初め、いろいろ防災計画、避難計画を協議をいたしてきていただいておりますが、やはり一番重要なことは、町民の皆さんお一人お一人がどういう認識をされるかという、今度また9月4日に防災訓練がありますが、そういういろいろな経験の中で、一人一人が実際に津波が来たとき、地震があったとき、どういう対応をするかということをきちんと認識していただくことが一番重要なことであると思いますので、今、石井議員もおっしゃいました各地区において、それぞれできるだけ区の役員の皆様方も、区民、町民、お一人お一人に周知徹底していただくようお願いを申し上げていきたいと思います。

○5番（石井芳清君） 了解いたしました。特にさっきも計画策定の中でも、いわゆる自主防災、実際は役員の方々が大半を占めるんだろうなと思います。その方々が本当に前面に立って、

具体的な作業、それから避難の段取りをとるんだろうなと思います。ぜひそういう中でも、担当の役場職員、そういう会議があれば、ぜひ参加されて援助いただきたいなと。これは本当に今、町長がおっしゃられましたけれども、訓練、体験、それを重ねて、どう具体的に行動するかと、どこに問題点があるのかというのを日々確認していくということが抜本的な防災対策の基本だろうなというふうに思いますので、対応をよろしくお願いしたいと思います。

次に移ります。次に、交通弱者の避難方法について伺います。

先般の会議の中でも、足腰の弱い方など車を利用しての避難も想定しているというふうに伺いました。本町は、国道の利用者、そして観光客も通年で多いというのが実情だろうと思います。こうした中で一般的には車の避難というのは自粛してもらいたいというのが国等の方針だというふうに伺っておるわけでありますが、しかし、御宿町は65歳以上の方々が40%を超える、そういう町もあります。ほとんどの方が私は車での利用になってしまふのではないかというふうに認識をしております。これからこうしたもののが精査もされていくんだろうなというふうに思うわけでありますけれども、具体的な想定について伺いたいと思います。

○議長（新井 明君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 交通弱者の避難方法についてご説明を申し上げます。

日常生活の中で乗用車を移動手段としております障害者や高齢者の避難方法は、乗用車に頼らざるを得ません。また、電動車いす等についても同様であります。現在策定作業を進めております津波避難計画におきましても、避難方法は原則として徒步を基本とするとしておりますが、高齢者などで徒步での避難が困難な場合や、遠隔地への避難を早急に避難させる必要がある場合は、車両の使用を認めております。

災害時の避難路につきましては、家屋の倒壊、地割れ、火災などの発生により、予定していた避難路が通行できず、車両の中に閉じ込められる状況も想定されます。このような場合の対応として、使用車両に障害者マーク、高齢者の運転標識を掲出していただくことにより、移動困難時には標識の認識により避難支援を受けられるように、今後、広報などを通じ周知を図つてまいります。よろしくお願い申し上げます。

○5番（石井芳清君） 了解いたしました。正式に例えれば一定の障害者でありますと、そういうマーク、障害者用のマークがございますね。駐車場を含めた優先、優遇措置があるというふうに伺っております。それから、そこまで至らない中でも、例えはけがした方を含めて、健常者でもけがをすれば動けませんので。ですから、そういう場合に簡単に明示できる町指定の、何というんですかね、A4ぐらいでいいと思いますけれども、災害緊急度とかちょっと名前に

については今出ませんけれども、ぜひ具体的なものを明示して、町の指定のものと。それを掲げている人は優先的に車で移動できる、もしくは例えば津波が来て、車が渋滞した場合、そういう人たちをまず第一義的に、消防団員だとか含めて、救助に入ると、車から出して、移動の補助を行うということができると思いますので、そうしたもの的具体的な検討というのもぜひ早急にいただきたいというふうに思います。

次に移りたいと思います。次に、須賀、久保地域の洪水対策として、調整池の有効性について伺いたいと思います。

台風12号が接近しております。関東地方の直撃というのは、朝のニュースでは免れるということですが、予報によりますと、3日は暴風雨ということになっております。高潮やゲリラ豪雨などからこの地域をどう守るのか、対策について伺いたいと思います。特に調整池の有効性について伺いたいと思います。

○議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 須賀と久保地域の洪水の原因ということで、一番大きな原因是、集中豪雨による清水川の流下能力の問題が考えられるということで認識しております。そのため、今後、河川改良を検討していくかと考えております。また、現在、対策の一つとして、二級河川清水川の堆積土の除去を県にて実施するという話も伺っております。調整池ということでございますけれども、基本的に部田、久保地区につきましては、遊水池も必要で重要なことというふうに考えますけれども、田園地域の保水能力の回復も大きなことではないかなと考えております。

今、台風12号というお話の中で、現在も波が来て、河口に砂が堆積し、高くなっているという状況も発生しています。そういう中でそれを解消するということが必要とは考えていますけれども、現在の状況だと、すぐそれを実施するということが不可能な状態だということでございます。調整池等について考えますと、土地の確保、あるいは調整池の高さ等の検討が必要になってくると考えます。また、事業費も結構かさむのではないかというふうに考えておりますけれども、今後の河川計画の中でとらえていきたいというふうに思います。

○5番（石井芳清君） 了解いたしました。ご承知のとおり、河川改修をしても、高潮と集中豪雨が重なると、結局、海のほうが高くなってしまうんですよね。ご承知のとおり、部田前から須賀地域が冠水してしまう。ただ、最近、床上までというのは余り聞かれなくなったというのはあろうと思うんですけども、しかし、床下はかなり年1回程度は最近そういう状態になっているというのがありますので、これは河川改修しても、私は全く解決しないと。要する

に海のほうが高くなってしまうわけですからね。ですから、そうしますと、遊水池、調整池、こういうものが私は大変有効だろうなというふうに思うわけです。

ただ、おっしゃるとおり、大変多額な費用がかかるということでございますので、一宮は集中豪雨による氾濫から激甚災ですか、激甚特例、こういう激甚法の指定を受けて、今、整備を行っているというふうに伺っております。これにつきましても、町としても一定そうした考え方、または整備方針がないと、なかなか大変だと、具体的には全く進捗しないというふうに思いますので、すぐにというわけにはいかない、それはわかるわけですけれども、長期的な視野の中で、こうした遊水池、または調整池の設置で恒久的な、1時間から数時間程度、水を確保できれば、かなり私は防げるというふうに個人的には考えておりますので、検討いただきたいというふうに思います。

次に移ります。次に、放射能汚染と対策について伺います。

心配されておりましたお米につきましても、放射線検査で検出がされず、農家の方々も安堵して、稲刈りの真っ最中でございます。町内の各種放射線量の測定結果と評価について伺いたいと思います。これは各課にお願いしたいと思います。

○議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） それでは、各課の数値ということでございますけれども、初めに千葉県の状況等を簡単に私のほうから説明させていただきます。

千葉県では、県内の各市町村が同じ測定器を用いて、統一的な手法で測定を実施するということを基本としております。7月より順次同じ型の空間放射線量測定器35台を購入しております。県内各地の地域振興事務所を通じて各市町村に貸し出しを実施しているというのが現状でございます。また、夷隅地域振興事務所においては、2台の放射線量の測定器が配付されておりまして、都市内の2市2町で貸し出しを受け、測定を行っています。

御宿町においては、直近7月29日より測定器を借り受けまして、測定を開始しまして、基本的に毎週火曜日、水曜日に実施しているということです。測定場所につきましては、町内の各小中学校及び保育所、清掃センター、児童館、あるいは海水浴場ということで、合計10カ所程度を測定しております。

測定結果等につきましては、御宿町のホームページの建設環境課のページに掲載し、公表しておりますけれども、今までの測定結果すべてが、あるいは学校の関係ですと、文部科学省が示している校舎・校庭等の放射線量低減策を実施する場合の指標である1時間当たり1.0マイクロシーベルトを下回っているというのが測定結果でございます。このようなことで、御宿

町においては、放射線量の異常は測定されていないということでございます。

○5番（石井芳清君） 一応国の基準以下だということであるようありますけれども、やはりインターネットに公表されている数値を見ますと変動するんですね。特にセシウムなどは半減期が30年というふうに言われておりますし、福島原発もまだ閉鎖されていないと、まだ空間に放射線が放出されている事態だと。それから、当時の爆発も含めて、成層圏にかなりの放射線、放射性物質が大量にばらまかれているということも報道されておるわけであります。そうしたものが特に雨ですか、そうしたものときは市原の測候所でも非常に高い、そのときだけ高い値を出すというような報告もあるようございます。

ですから、まずあるないというよりも、一般的に言われておりますけれども、一つは、低容量の長時間被曝に対する懸念、不安と申しましょうか、それからもう一つ、被曝というのは、総被曝量だというふうに伺っております、累積ですね。そういうことがありますので、やはりきちんとした数値ですね、これを公表していくと。今現在も、今おっしゃられましたけれども、ホームページだけしか公表されていないというふうに思うんですね。今般のお知らせ版についても、ここについては検出されませんでしたという程度の話でしか書いていないんですね。

インターネットのホームページが見られるという方は、町民の方は大変少ないんだろうなと思うんですね。近隣に比べれば多少は多いとうふうに認識しておりますけれども、まだまだ日常的に町のホームページを見るという方は少ないというふうに認識しておりますので、これは例えば1カ月に1回程度でもいいと思うんですけれども、特集号みたいな形でぜひ計測結果を町民の皆さんに広く公表していただきたいということが大事だらうなというふうに思いますし、ぜひ公表していただきたいという声もたくさん伺っております。公表の仕方について、ぜひ検討いただきたいと思うんですけれども、それについてはどのように考えるでしょうか。

○議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 現在、町の広報で水道水、町の上水道については、測定結果については公表しております。議員さんからご指摘がありましたので、お知らせ版の中でできるかどうか検討してみたいと考えております。

○5番（石井芳清君） 町のホームページもなかなかわかりづらいんですね。ですから、例えばちょっと関係ないんですけれども、今日の定例会はちなみに「new！」というのはついていないんですね。要するに新しい情報だという明示がないんです。そんなことも含めて、今、一番町民の皆さん、また観光客もいらっしゃいますから、町外の方も含めて、安全・安心情報というのを非常に皆さん敏感だらうと思いますので、もう少しそこにすぐ入れて、すぐ全体的

にわかるような形にしていただけたらなと思います。この間も努力はしていただいているんだろうなと思うんですけれども、そこにいろいろ出てきちゃって、安心・安全情報ということなんですが、その安心・安全情報の上に津波とか、避難とか、いろいろあるじゃないですか。そうしたものも出てきますので、まず放射能についてどうなんだというのをきちんと一つされたらいいんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 今、議員からご指摘の件については、課長会の中でもホームページのトップから見やすいような形式に検討してくれというご意見もありまして、その中で各課から定期的にホームページを作成する担当職員に対して、その会議の中でも指示いたしました。9月上旬にはそういうふうに変わっていくと思っております。

○5番（石井芳清君） わかりました。それから、先ほど町内においては、今のところ国の基準以下だということありますけれども、放射線、放射能物質が非常にたまりやすいというところの中では、一番終末ですね、例えば下水道の汚泥でありますとか、水道の汚泥、それから焼却灰、それから身近なところでは側溝ですか、そういうところに雨水が流れていくという中で、放射線がたまりやすいというふうに言われております。ここについては、町としては、今まで測定されたのかされていないのか、されていないとすれば、そこもきちんと、そうした場所も放射能を測定して、公表すべきだというふうに考えるわけですけれども、その点について伺いたいと思います。

○議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 下水道等の汚泥ということでございますけれども、その前に一つ、これも公表はしていますが、例えば水道水の関係ですと、うちのほうは南房総広域水道から受水をしているわけでございます。南房総広域水道企業団は、3月20日過ぎから毎日水道水の検査をしているということです。現在のところ、全く問題がない、不検出というような結果になっております。町の水道につきましても、1週間に1回ごとに水質検査をしているということで、現在のところ、やはり不検出というような状況になっております。

また、汚泥の関係ですけれども、水道の汚泥につきましては、最終に搬出工程となる天日乾燥床というところがございます。それが7月11日にサンプリングをしたもののがございます。この汚泥につきましては、含水率が91.9%という高い数値だったんですけども、ヨウ素については不検出、セシウム134については23ベクレルと、あるいはセシウム137については22ベクレルということで、そういう測定結果を得ております。また、焼却灰等については、飛灰につい

て、セシウム134が841ベクレル、セシウム137が1,020ベクレルということで、主灰については、セシウム134が160ベクレル、セシウム137が203ベクレルということの検査結果が出ております。また、ヨウ素については不検出ということあります。この両方の汚泥焼却灰につきまして、国の基準であります8,000ベクレルを下回っているということで、搬出は可能というような状況でございます。

○5番（石井芳清君） 了解いたしました。焼却灰は比較的高い値ということですが、今おっしゃられた汚泥、焼却灰等というのは、町のホームページ等で公表されているのですか。

○議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 公表していると思います。

○5番（石井芳清君） それから、もう一つ、町民の皆さんの関心がある側溝ですね、これについてはどうでしょうか。

○議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 側溝の堆積土については、まだ測定はしておりません。今後、そういう状況が発生したときは測定していくというような形になろうと思います。

○5番（石井芳清君） 一般的に町民の皆さんには近隣の、自分たちの側溝なんかも掃除をされておる方もいます。その汚泥をどうするかという問題も含めて、今までの報告を見ると、御宿町というのは、比較的放射能の汚染が低い地域だというふうに理解いたしましたが、測ってみないことにはわかりませんので、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

それから次に、町で放射能測定器、放射線測定器を購入するということで先般予算化されておったわけですが、それが具体的にどうなっておるのかということと、もう一つは、ぜひ町が来て測定していただきてもいいんですけども、時間がなければ、自分たちで測定したいという方も大変多いというふうに伺っておりますので、測定器の貸し出しですね、いわゆる運用などについて伺いたいと思います。

○議長（新井 明君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 放射能の測定器につきましては、6月補正により購入いたしました。国内の需要が集中していることから、発注から2カ月を要し、8月に納品されたところであります。購入価格につきましては30万300円、測定器の寸法につきましては、縦13センチ、横7センチ、厚さ6センチ、重量300グラムと軽量であります。放射線影響の単位であるシーベルト、放射能強度の単位であるベクレルの測定ができるものであります。

精密機器でありますので、一定の条件のもとに貸し付けをしたいと考えております。財務規

則の物品貸し付けに関する規定に基づき、放射線サーベイメーター貸し付け要領と測定マニュアルを検討しております。住民の周知方法を含め、準備ができ次第、貸し出しを開始したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○5番（石井芳清君） わかりました。よろしくお願ひいたします。

それでは、次に移ります。岩和田漁港浚渫事業について伺います。

この事業概要及び経過について伺いたいと思います。

○議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） それでは、岩和田漁港浚渫工事に伴う事業の経過についてご説明いたします。

まず、平成23年3月11日14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震による津波の影響により、岩和田漁港内泊地に土砂が堆積し、船底やスクリューなどの接触被害が御宿岩和田漁業協同組合から報告を受け、漁港用施設災害復旧事業の申請を行い、事前着工工事として、6月9日に入札を実施いたしました。工事の概要是、全体面積5,600平方メートル、全体しゅんせつ量7,200立方メートル、うち漁港用施設災害復旧事業は面積4,500平方メートル、しゅんせつ量2,545立方メートル、全体事業費は4,613万5,950円となっています。

次に、しゅんせつ土砂処理の方法につきましては2つの方法があり、一つは海洋処理及び陸上処理の方法があります。海洋処理の場合は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条の6第1項及び第18条の2第1項に規定する環境省への申請が必要となり、事前協議に必要な事前評価書作成に1カ月以上、事前協議後、環境省の許可が出るまで6カ月以上かかり、緊急的に対応が必要なことから、陸上処理工法を検討しました。なお、災害査定において、同様の内容を説明し、承認を得ております。

陸上処理につきましては、千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び発生の防止に関する条例及び建設発生土管理基準に基づき、土質調査、溶出試験26項目及び農地へ搬入する場合は含有量試験2項目の追加検査が義務づけられており、いずれも検査結果は基準値以下の数値となっています。

また、上布施、立山地区のしゅんせつ土の搬入経緯は、中山間地域総合整備事業の不足となる土量が29万立方と千葉県により算出されており、他の公共事業のみでは困難な量であり、工事を実施する県と協議をした後、中山間実行委員会と話し合いを行い、周辺に民家が少ない場所、しゅんせつ土の搬入する道路として、国・県・町幹線道路が使用可能を条件として、現在の場所を決定いたしました。6月16日に農業委員会へ埋め立ての届けを提出、同月22日に農業

委員会に報告しております。また、工事を進める上で岩和田地区内に一たんしゅんせつ土の含水比調整、また臭気の軽減を図る目的から、4日間程度、仮置きを行い、しゅんせつ土の搬入ルート内の影響を考慮し、通常のしゅんせつ等では使用しない密閉型ダンプを使用し、事業を進めているほか、また埋め立て現場に事業内容等の看板を設置し、地域住民の周知を図り、事業を実施しております。

以上のような内容の経過でございます。

○5番（石井芳清君） 了解いたしました。一応、町・県の事業の中で行われたと。いろいろありましたけれども、全体で28項目とおっしゃられましたか、検査を行い、すべて基準値……

○産業観光課長（藤原 勇君） 全体で28です。

○5番（石井芳清君） 28項目について基準値以下だったということの報告を今受けたと思います。この周知方法ですが、農業委員会、また今回の中山間実行委員会ですか、委員の皆様含めて、協議を行ったというようなことも伺いました。しかし、私の住む地域だったと思います。これがそこの現場の写真と掲示物であろうと思いますが、砂ということで、当然、土質が全く違います。コンクリート様の色をしているというわけであります。

今、報告が漏れたと思いますけれども、ダンプは結局、往復と申しましょうか、何台が搬送に、延べ台数ですか、何台でしょうか、持っている数字でいいですから。

○議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） およそ900台です。

○5番（石井芳清君） 延べ台数。

○産業観光課長（藤原 勇君） 搬入・搬出で1,800台。

○5番（石井芳清君） これは大型のダンプということで、この地域はちょうど立山地域のゴルフ場のすぐ陸地の手前の場所なんですね。立山ゴルフ場がオープンするときに、やはりほとんどの利用者の方々は町外の方ですので、事業所にもお願いして、地域の安全対策として立て看板、それから事業者に対する啓蒙と申しましょうか、安全運転をお願いしたいということで対応をとっていたという経過もございます。

今、ご報告のとおり、900の往復で1,800台という大変大量の車ということで、中山間の地権者は実は少ないんですね、私の地域は。そういうこともありますて、大変大型車が頻繁に運行していると。何だろうというふうに思われる方がたくさんございました。騒音ですね、それから事故などへの不安、こうしたことを訴える若いお母さんもいらっしゃいました。それから、これは車によってかどうかわかりませんけれども、一部道路の損傷もあったように伺っており

ます。それから、密閉型ということであるようですけれども、やはり浜の地域にお住まいの方だったら、ほとんど気にならないんでしょうけど、いわゆる浜のにおいて、そういうにおいてがするということで、これは異質なにおいてですので、ちょうど急カーブのところにお住まいの方は、非常に天気がいい暑い日なんかはにおいてがするというようなお話もありました。それから、一応28項目の中で基準値以下だというわけありますけれども、あそこはたしか夷隅川ですか、最上流部になると思うんですね。

それと、もう一つは、まだまだうちの地域は自家水を使っている方が大変多いというのも実態でございますので、今後の環境への影響に対する不安を訴える方もいらっしゃいました。御宿町は、かつて議会提案の中で地下水ですね、その影響を懸念いたしまして、そうしたものへの条例ですね、こうしたものもつくった経緯もございます。

一つは、説明、今の中だと、一応関係団体とお話しがあったというふうに伺ったわけでありますけれども、たしか7月の冒頭、上布施区のコミュニティセンターで、先ほども紹介をいたしましたが、町政懇談会が行われました。私も参加いたしましたが、そのときは防災面のことが中心で、去年はたしか、これは今年の分ですけれども、わかりやすい予算書ということですけれども、こうした予算の説明をしながら、町民、住民の皆さんから要望を聞くということでやっておったわけです。できれば、そこで一言、この事業について説明があれば、随分そういう一つの不安というのが私はなかったんじゃないかなというふうに思うんですね。

一応法的にはやることはやったということで、例えばわかりやすい予算書につきましても、一般的には、これはちょっと違うんでしょうけど、これは本日お配りされている決算書ですね。これと類似のもので予算書、議会で決定しますと、議員のほうにも配られますけれども、こうしたような予算書、これは1,000円単位ですべての事業が網羅されているものですけれども、こうしたもののが一般的にはつくられている。御宿町は、石田町長になられてから、何度も言いますけど、こういうものをつくっている。

これをつくった経緯というのは、やはり今のいわゆる御宿町の台所状況ですね、わかりやすく言えば。それから、そういう台所状況の中で、今年はこういう事業を行いますよ、予算をしますよ、歳出を行いますよというのを町民の皆さんに広く知っていただいて、協働の町づくりを進めていくじゃないかと、少ない予算を有効に使っていくじゃないかということで、こういうものをつくられたと思うんですね。

やっぱりこういう意思があるのならば、また協働の町づくりと言われるのはどうでしょうか。決められたことをやっているからいいよじやなくて、積極的にこういう不安というのは、当然、

私も何人か、先ほど紹介した言葉を言わされました。当然こうしたことは懸念されるわけですから、積極的にこうした事業について、特に関係住民の皆さんにはお知らせして理解してもらう。

それから、これにつきましても、いわゆる安全対策のことが書いてありますけれども、例えばニセコなどにつきましても、道路の改良事業ですね、これは予算、町税が幾ら使ってますよ、県費が幾ら使ってますよ、国の事業が幾らですよ。しかも、この事業を行えば、こういう効果がありますよということに、一つ一つの事業で図も入れながら明示をしていると。町民の理解、協力を引き出していると。これも町長はよくご存じだと思うんですよね。

ですから、これにつきましても、これでは先ほどおっしゃられたこういう事業、特性があつて、こういう事業を行ったんだと。例えば中山間においては、23万立米ですか、まだ土が足らないという中で、2つの事業をマッチングさせたんだということだと思うんですね。そういうことをやはりきちんと、その必要性、どうしてこういう事業になったかと、効果についてもこういうところに明示しておくということも大事ではないかなと思うんですね。

こちらそのものは中山間ですから、直接的には県が主体になって行っている事業だろうというふうに思うわけであります。これについても事業主が県であれば、町として、御宿町の町内の事業においては、こういう対応をとっていただきたいということを県のほうに申し上げると、協力をいただくということも大事だろうと思うんです。それについてはどう考えるのか。

それから、ちょっと細かい点なんですけど、ここに浚渫土置き場というふうに表現されているんです。置き場というふうに明示されているのは、一般的にこれはすぐほかに持っていくと考える、置き場と書いてあるんですね。これは手法の明示だと思うんですけど、素人的に見れば、これは一時的に置いて、また次に持っていくのかというふうに考える方もいるんです。ここには先ほど私が言ったような、また課長が説明されたようなことは、ここに何も書いていないんです。中山間整備でこういう事業効果がありますよ、目的を持っていますよということはたしか書いていなかったと思うんです。そうしたことについて、やはり私はもっとわかりやすい明示の仕方、また地域住民に事前の説明ということが私は必要だろうというふうに思いますが、伺いたいと思います。

○議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） まず、看板の件ですが、この件につきましては、先ほどもお話ししました建設発生土管理基準の中で、こういったことの明記の仕方があるということでご理解いただければと思います。

また、大型車の搬入につきましては、先ほども申し上げましたが、国道、県道、そして幹線

道路を構成した場所を中心として選んでおりますので、この選定の一つの大きな理由としては、先ほども申し上げた1,800台の大型車が通る関係がございますが、大型車が通行可能な道路構造である道路であること、また一定の安全が可能な道路であり、またできるだけ周囲に民家が少ない場所であることが条件として選んでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、地下水については、千葉県土砂等の埋立て等に関する土壤の汚染及び発生の防止に関する条例で定めている土質調査は、仮に物質等が溶け出した場合に、周辺の環境に影響を及ぼすおそれのある項目が義務づけられているものと考えています。また、平成21年度の岩和田漁港整備事業におけるしゅんせつ土1,934立方についても、同地区内の上布施、立山地区内の休耕田に埋め立て処理を行っておりますが、今のところ環境への影響があったものとは伺っておりません。

また、協働の町づくりというご質問ですが、中山間実行委員会を中心とした打合会議の中に工種選定の協議を行っており、中山間地域総合整備の構成員及び役員の合意があったものと考えております。また、この中には小幡地区の方たちも多く役員が入っておりますので、この辺をご理解いただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（新井 明君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 住民懇談会での説明というご質問でありますけれども、これにつきましては、議員もご承知のとおり、ある一定のテーマを決めて、最初に町から説明をした後、ご意見をいただくということになっておりまして、今回もそのようなご質問があるのではないかということで準備はしておったところですが、たまたまご質問がなかったということで、説明の機会をなくしてしまったということです。今後につきましては、地域における特殊な工事等につきましては、できるだけ説明の機会を設けていきたいということでおろしくお願ひいたします。

○5番（石井芳清君） わかりました。私、事業主はどちらも行政なんですか、事業者ですね、要するに計画を受けて実際やっている方、いわゆる会社ですか、会社組織が事業を受注すると思うんですけども、そうした人たちからも住民に対する説明というのは一定あってしかるべきだというふうに思うんですね。ですから、行政からの説明、それから実際行っている業者にも、今後、こうしたかなり影響の高い、今おっしゃられた内容でいいと思いますけれども、そうしたものについては、業者のほうからも住民に対する説明の機会をきちんと求めていくことの対応をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（新井 明君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） これにつきましても、事務局では説明できないような、そういうものがあれば、事業者立ち会いのもとに説明をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○5番（石井芳清君） 私の地域に住む方からも、町長、先ほど申し上げましたけど、協働の町づくりというふうに言っている中身と行動というのはずれているのではないかというふうにおっしゃる方がありました。そういう面では、今後の町づくりそのものについても、そういう細かな情報の提供、またちょっとした行き違いが大きくひずみになって、それが究極的には税の収納、町づくり含めて、大きな影響があると思いますので、そこは非常に丁寧にやっていただきたいというふうに思いますので、答弁は求めませんけれども、ぜひお願ひしたいと思います。

次に移ります。それでは、次にデマンドタクシー、乗り合いタクシーとも呼ばれておりますけれども、導入について伺います。

住民の足の確保は、町づくりの基本であります。先般でも、ほかの議員からも同様の趣旨の一般質問があったというふうに理解しております。今、全国で一回300円程度で、玄関から玄関まで、いわゆるドア・ツー・ドアという乗り合いタクシー、デマンドタクシーを運行する自治体、これは自治体が運行したり、NPOだと、さまざまな各種団体が運行したり、事業主体はそれぞれだというふうに伺っております。ぜひこうしたものを町として導入する考えはないのか。

特に何度も申し上げますけれども、高齢者が多い、また独居の方も多い、もしくは昼間独居ですね、若い方はいるんですけども、昼間は仕事で出られるので、昼間は独居になると。病院だと、例えば先般の健康診断ですね、こういうときはちゃんと町が送迎をしていただいています。しかし、やっぱり今日は天気がいいから、うちの地域の人たちも、砂浜に行ってみたいなど、今日は天気がいいから、記念塔に上ってみたいなど。また、こちらの地域から今日はちょっと布施の方に行ってみたいなどという、そういうことだと思うんですよね。

直接的には銀行、役所、それから買い物、これが一番切実だと思うわけですけれども、としたものをどう行政としても対応を図っていくかという中で、デマンドタクシーの導入についての可否について伺いたいと思います。

○議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 町では、平成5年の庁舎移転に伴いまして、町内巡回の町民バスを運行してまいりましたが、利用者が少なく、区長会等と協議の上、廃止した経過がございます。また、その後、平日、七本から実谷、上布施、高山田地区を経由して、御宿駅までの

巡回バス、3便運行して実施しておりますが、利用者も年々減少傾向にあるという状況にあります。また、これとは別に福祉の面から、身体、精神障害の1・2級の方には、町単独事業として、タクシー券月2枚、年間24枚の支給を実施しております。

しかしながら、町の高齢化率の推移を見ますと、16年前の平成7年国勢調査で高齢化率27.7%が、11年前の平成12年国勢調査では31.8%、そして6年前が35.5%と増加を続けまして、現在、町の高齢化率は40%を超えております。また、転入される方もリタイアされた方等、比較的高齢者の方が多く、今後も高齢化、高齢者世帯の増加が進むものと想定されるわけで、高齢者の皆さんのお通院や買い物からも、交通手段の確保はますます重要な問題になると認識はしております。

あわせて、今年度実施いたしました御宿町に別荘を所有されている方1,854人へ定住化のアンケート調査を実施いたしました。その中で回答いただいたのは429件、約4分の1になると想いますが、この回答の中で、御宿町に定住されていない理由として、「別荘としてはよいが、日常生活に不便を感じるため」という回答が308件と最も多く、また「現在または今後、御宿町への移住を考えていますか」という質問に対しまして、今後、御宿町の移住を考えているという回答は44%の188件ございましたが、「定住促進に向けた新たな取り組み、または改善したほうがよいと思う事項は」という質問に対しましては、「公共交通（電車・バス等）の利便性の向上」という回答が234件で、「医療・介護の充実」の201件を上回った状況となっていました。

公共交通の利便性の向上を望むというご意見は、JRの増便等に向けた改善要望が主だとは思われますが、町内での移動交通手段の充実も含まれているものと考えております。また、御宿台区からは、町全体を対象とした巡回バスの検討要望が町にございます。

ちなみに全国デマンド交通システム導入機関連絡協議会のデータによりますと、21年度末の時点ですでに全国37団体がこれに加入しておりますが、千葉県では酒々井町、いすみ市の2団体が加入しておりますが、議員もおっしゃられましたが、運行主体については、37団体のうち商工会が27、社会福祉協議会が5、自治体が4、その他が1となっております。商工振興や福祉の充実とあわせて、効果的・効率的な運行をしている例が多く見られます。

現在、町では次期総合計画の策定を進めておりますので、ご質問のデマンドタクシーにつきましても、町内巡回バスの導入、それも含めた検討も含めて、関係団体、商工会や社会福祉協議会等を初め多くの皆さんからご意見を伺い、また町の財政状況を踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。

○5番（石井芳清君） 了解です。有効な手段の一つだということの認識があるということを了解いたしました。ぜひ前向きな対応をお願いしたいと思います。

本日、最後でありますけれども、最後に、今も出ましたが、御宿駅の利用についてであります。

ここを利用される障害を持った方々、また病気をお持ちの方々でありますけれども、現在、一般的にこういう公共交通につきましては、障害者専用のスペースというものがあります、駐車場ですね。御宿駅については、こうしたような明示がないというふうに理解しております。それから、御宿町では、駅の今の観光案内所のすぐ裏の町営駐車場ですね、ここがかつて5台程度ですか、3台から5台程度ということで、フリーのスペースがあったというふうに記憶をしております。こうしたところを利用されていたということでありますけれども、今般、こうしたものすべて契約者専用だというふうにこの間から明示されておるということで、一般的には、例えだけがの方ですとか、そういう方が中心になろうかと思ひますけれども、御宿駅の利用が大変困難だというようなお話を伺っております。

それと、もう一つは、実施計画のほうにも一部表記もございましたが、いわゆる視力の弱い方、ない方も含めて、点字ブロック、こうしたものの整備というのも当然同じく必要になるんだろうなと。こうした歩く動線ですね、それから車、これのきちんとした明示、これも今現在、御宿駅はないように思います。これも当然駅利用の中で協議会があって、こうしたものの協議がされているというふうに伺っておるわけでありますけれども、こうした方々への交通の利用、これは事業者が本来であれば、主として整備すべきものであるというふうに理解もしておるわけでありますけれども、町として、その辺の協議状況などについて、町としての考え方、また現状、こうした方々への駐車場ですね、臨時的な駐車場の確保についてどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 御宿駅を利用される障害を持った方や通院される方などの駐車場の確保ということで1点目でございますが、駅前のJRの敷地内の車による乗降は現在も可能ですが、長時間に及ぶ駐車場の確保は困難となっております。現実的には、駅付近にある町有地ということになりますが、少し距離がありますが、農協わきの旧役場跡地につきましては、定期的な草刈りをしまして、通院や用事等でJRを利用される方や保育所、小学校の行事参加者に無料駐車場として一般開放しております。ただ、一時的な駐車場でなくて、夜間も含めて常時駐車されているというケースがあるため、現在は無料駐車場、町営無料駐車場という

看板は設置してありません。ただ、そういう問い合わせがあった場合は、ここが利用できますよということでお知らせしております。

また、障害を持った方の駐車場の確保ということですが、これにつきましては以前にも要望がございました。駅に近い観光案内所下の駐車場、町営有料駐車場については、45台のスペースがありまして、現在6台の空きがありますので、この中で数台の障害者専用駐車場を早急に設置したいと考えております。ただ、4月時点できじ引きで場所を有料で貸しているところがございますので、今年については、入り口付近が既に来年の3月まで埋まっているという状況です。今回設置しますのは、ちょっと入り口からは遠くなりますが、来年からは入り口付近に設けていきたいと考えております。

それと、安全対策ということでございますが、JRと協議に入っているのですが、障害者の皆さんの安全な動線確保のために、駅前広場の点字ブロック設置について、今後、JRと協議してまいりたいと考えております。

○5番（石井芳清君） 前向きな答弁をいただきましたが、今の先ほど私が紹介した全量契約、案内所の裏ですね、そこなんんですけど、たしか今、砂利のような状況だと思うんです、路面が。そうしますと、車いす、それからずっと同じ話を今日していますけど、つえとか、大変厳しい話だと思いますので、少なくとも来年度以降は一定の場所をきちんと確保されるならば、少なくともそこだけは舗装面で駅にきちんと行けるような対応をとっていただきたいと思うのですが、それについて最後お願いしたいと思います。

○議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） やはりご指摘のとおり、砂利がありまして、雨が降った後のたまりといいますか、排水のところがまだ整備されていないという状況です。今後、舗装を含めて、計画的な実施をしていきたいというふうに考えておりますが、当面、障害者用を設置するのであれば、その部分だけについては先行してやれないかという検討をしてまいりたいと思います。

○5番（石井芳清君） 最後にこの問題でありますけれども、特に御宿町、理事ということで加盟しておりますけれども、いわゆる昔的にいえば国吉病院、こちらは御宿町にも負担金の関係等もある中で、送迎バスの運行をしていただいていると思います。こうしたものも日々いろいろPRはしていただいているんだろうなというふうに思うわけでありますけれども、これもそんなにまだ利用者が多いような状況ではないというふうに思いますので、こうしたものも一方でまたPRをしていただきながら対応を図っていただきたいと思います。

以上をもちまして、一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（新井 明君） 以上で5番、石井芳清君の一般質問を終了いたします。

ただいまより1時まで休憩といたします。

(午後 1時05分)

---

○議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時02分)

---

#### ◎報告第1号の上程、説明

○議長（新井 明君） 日程第5、報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成22年度健全化判断比率についてを議題といたします。

木原企画財政課長より報告を求めます。

木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成22年度健全化判断比率についてご報告いたします。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率並びに公営企業会計における資金不足比率の健全化判断比率でございますが、いずれも地方公共団体における赤字状況や将来の負債等に係る財政状況を明確にするだけでなく、財政運営の早期是正機能の一つとして、一定の基準に基づき行財政上の措置を講ずることにより、財政の健全化を図ろうとするものでございます。

なお、これらの財政健全化判断比率につきましては、7月26日に実施されました決算審査におきまして、資料をもとに審査をいたしており、結果につきましては、決算審査意見書31ページのとおりでございます。

それでは、平成22年度決算に係る健全化判断比率ですが、健全化判断比率の表をご覧ください。

まず、実質赤字比率は、一般会計が赤字となる場合、その額の標準財政規模に対する割合をいいます。御宿町の場合、黒字決算であることから非該当となります。

次に、連結実質赤字比率ですが、一般会計に加えて、国民健康保険、老人保健、介護保険、後期高齢者医療等の特別会計収支、さらには公営企業における資金不足額など、町のあらゆる

会計についての収支の全計から判断するものでございます。資金不足はなく、連結後の実質赤字比率は非該当となりました。

次に、実質公債比率につきましては、地方債元利償還金に加え、一部事務組合等負担金や他会計繰出金のうち公債費に準ずる経費の標準財政規模に対する割合を示したもので、その比率を3カ年平均で判断し、平成22年度決算においては10.5%となりました。国保国吉病院建設に伴う負担金の増があるものの、元利償還金の減や起債発行総額の抑制とともに、自治体負担が軽減される財政支援制度に努めたことにより、前年度に比べまして0.8ポイントの好転となりました。

続きまして、将来負担比率ですが、地方債現在高や債務負担支出予定、さらには一部事務組合等に対する公債費負担見込み額等にかかる総額の標準財政規模に対する割合のことをいいます。交付税や特定財源により補てんされる額や、充当可能な基金の額を将来負担額から控除した上で算定され、財政調整基金や学校建設基金への計画的な積み立てや、起債発行額の抑制による地方債現在高の減により、平成22度決算における将来負担比率は、前年度と比べまして29.3ポイント好転し、70.7%となりました。

最後に、各指標における判断基準でございますが、それぞれ早期健全化基準及び財政再生基準が設けられております。22年度決算において御宿町の健全化判断基準は、いずれも基準の範囲内ですが、今後も町だけでなく一部事務組合における公債費に準ずる負担額にも注視しながら、適正な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（新井 明君） 以上で報告第1号を終了いたします。

ただいま式田議員が退席しておりますので、ご報告いたします。

---

#### ◎報告第2号の上程、説明

○議長（新井 明君） 日程第6、報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成22年度資金不足比率についてを議題といたします。

米本建設環境課長より報告を求めます。

米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） それでは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成22年度資金不足比率について報告いたします。

平成22年度御宿町水道事業における資金不足比率を算定いたしましたが、資金不足額の算出は

ありませんでした。今後も引き続き経営状況の安定を図り、必要に応じて適切な健全化対策を講じるよう努めてまいります。

以上のとおり、平成22年度資金不足比率について、報告を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（新井 明君） 以上で報告第2号を終了いたします。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（新井 明君） 日程第7、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

米本建設環境課長より議案の説明を求めます。

米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） それでは、初めに補正予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、収益的収入及び支出から説明をいたします。

支出科目の第1款水道事業費用、第1項営業費用の金額2億6,097万3,000円に31万1,000円を増額し、水道事業費用を2億6,581万6,000円とするものでございます。

次に、3ページの事項別明細書にて説明をいたします。

収益的支出の水道事業費用、営業費用、総係費の31万1,000円の増額につきましては、職員1名の病気療養に伴う休暇のため、臨時職員1名人件費、8月と9月の2カ月分の法定福利費3万5,000円と賃金27万6,000円の増額でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

---

## ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（新井 明君）　日程第8、議案第2号　備品の取得についてを議題といたします。

氏原総務課長より議案の説明を求めます。

氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君）　議案第2号　備品の取得についてご説明を申し上げます。

取得をいたします備品の名称は消防ポンプ自動車で、配備先は岩和田第7分団であります。

現在、消防ポンプ車の更新は20年間を目安としており、第7分団配備ポンプ自動車は、平成3年3月13日に取得し、今年度末で20年経過するものであります。取得予定価格は1,668万6,860円、契約の相手方は東京都八王子市中野上野2丁目31番1号、日本機械工業株式会社本社営業部、部長、平井厚行で、仮契約日は7月19日であります。

消防ポンプ自動車の性能、仕様につきましては、次ページの資料によりご説明を申し上げます。

車種はいすゞ、ダブルキャブ6人乗り4ドア、ミッションはマニュアル式、ポンプ装置は高圧二段バランスタービンポンプ、性能はA-2級で、水主規格放水性能1分間に2,000リッターの水を放水する性能となっております。附帯設備といたしまして、小型動力ポンプを積載いたします。納入時期は24年3月の予定であります。

以上のとおりです。よろしくお願い申し上げます。

○議長（新井 明君）　これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

○5番（石井芳清君）　消防自動車の購入ということで、現存のものが20年たったというようなご説明をいただいたわけですが、一つ確認をしたいのですが、資料のほうに、今般新たに購入いたす消防自動車の形式などがあるわけですが、いわゆる最近、ほかの分団でも購入しているものと同じものかということを確認したいと思います。これを見ますと、ポンプと小型動力ポンプということで、これは可搬、要するに車から取り外しをして移動できる、そういう種類のポンプだというふうに理解しております。いわゆる1つの車で多方面、多種多様な火災、災害へ対応できる内容だというふうに思います、その内容について、いま一度説明をいただきたいと思います。

それから、最近の車種は既に備わっているんだろうというふうに思いますが、いわゆる環境対応、一つはNO<sub>x</sub>ですよね、それともう一つは、ポンプを使う場合に、そこに昔のものです

と、オイルを同時に投入して行ったので、どうしても排出とかにオイルがまみれるという中で、これは環境配慮が必要だろうということで、こうしたものも最近の導入については少ないもの、もしくは出ないものという形での導入をいただいているというふうに思いますが、それについてまずお伺いしたいと思います。

○議長（新井 明君） ただいま式田議員が出席しております。

氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 性能等につきましては、これまで購入しているものと同様であります。A2級という性能でございます。小型ポンプにつきましては、ご指摘のように可搬式となっております。また、環境対応につきましては、すべて適合車となっております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

○5番（石井芳清君） 装備品について若干伺いたいのですが、これはすべて新品なのでしょうか、それについてちょっと聞きたい。

○議長（新井 明君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 装備品は、例えばタイヤチェーンであるとか、車両工具であるとか、バッテリー等々ございますけれども、すべて新品となっております。

○議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

○5番（石井芳清君） そうしますと、消防自動車に通常配備されております無線機器、通信機器も新品ということで理解してよろしいですか。

○議長（新井 明君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 無線機器等につきましては、これは今現在、新たなものをこの防災訓練の中で業者のご協力をいただきて、サンプルを取り寄せていました。そういうものを試験してまいりますが、当面の間はこれまでの無線機を使うということです。

○5番（石井芳清君） わかりました。あとは試験的に運用しながら併用を行うということで了解いたしました。

もう1点でありますけれども、この消防自動車であります、これは廃車をするというふうに思うんですね、今までのもの。その扱いについてであります、私は先般、広域議会で広域の大型消防自動車ですね、この廃棄について、これはいわゆる東南アジア等諸国にぜひ提供して、再利用という考えはないかというようなお話をしましたらば、既にそういうことはやつておるというような報告をいただいたわけですが、確かに20年でありますけれども、充

分、消防団におかれましては、日々整備をされているということでありまして、若干の修理、またそういうことの中で、一定の活用はまだできる部分もあるうというふうに思うわけでありますけれども、廃車の扱いですね、これをどうするのかについて再度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（新井 明君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 廃車の運用でありますけれども、これにつきましては東関東大震災支援車両として協力をする予定となっております。今年は、春先には第1分団、高山田に配備してあった車両が20年を迎えたということで、既に廃車になっております。これにつきましては、福島原発等の給水車として支援協力したところであります。この車両等につきましても、今、東電さんのはうに打診をしているという状況にありますので、そのような要請があれば、対応していきたいということです。

○議長（新井 明君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

○議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（新井 明君） 日程第9、議案第3号 御宿町公共施設維持管理基金条例の制定についてを議題といたします。

木原企画財政課長より議案の説明を求めます。

木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 議案第3号 御宿町公共施設維持管理基金条例の制定についてご説明申し上げます。

まず、本条例案の制定趣旨でございますが、町が保有します道路や橋梁を含めた公共施設の老朽化が進む中で、施設の安全性・機能性を維持するため、平成22年度決算の分析をもとに、

施設の維持補修を適正かつ計画的に行うための財源確保が今後必要なことから、本条例を制定しようとするものでございます。

それでは、条例案の具体的な内容について 1 条からご説明申し上げます。

第 1 条でございますが、条例の設置目的について規定してございます。

第 2 条は、基金を積み立てる額については、予算で定めることとするものでございます。

第 3 条につきましては、基金の管理について、最も確実かつ有利な方法で管理する旨の義務規定を設けたものでございます。

第 4 条は、基金の収益処理に関する事務を適正に、かつ明瞭に行うことから、運用収益については、一般会計において財産収入の利子及び配当金に一旦計上した上で、改めて基金へ積み立てを行うこととしております。

第 5 条は、基金の処分に関する規定であり、設置目的を達成するための必要経費に充当する場合に限り、できることとするものでございます。

第 6 条は、繰替運用に関する規定であり、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができるものとするものでございます。

第 7 条につきましては、規則等への委任について規定したものでございます。

最後に附則でございますが、条例の施行日について規定したものでございます。

以上のとおりです。よろしくお願い申し上げます。

○議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5 番、石井芳清君。

○5 番（石井芳清君） 公共施設維持管理基金条例ということで、施設の維持補修を適正かつ計画的に行うための財源と資するというような説明があったということですが、ちょっと確認ですが、一般質問の中で提案させていただきました建設基金とこの種の基金とは違うのかどうか、この辺をまず明確にしていただきたいと思います。

それから、第 4 条でありますが、基金の運用から生ずる収益は最終的に基金に編入するというふうにうたわれておるわけでありますが、運用というふうにうたってあるわけですが、現実的に運用の内容、どのように運用するのか、基金ですね。

それから、現在、その運用方法で、例えば一般的には銀行等あるわけですけど、そうしますと、普通ですと普通預金利子ですか、ちょっとわからないですけれども、それをどの程度と今見積もっておられるのか、それについてお伺いしたいと思います。

それと、もう一つ、今回の基金でありますけれども、積み立て方法なんですけれども、毎年会計年度ということありますので、毎年積み立てを行うのかなというふうにこの文章で読めるわけであります。その場合、例えば1,000万円だとか、2,000万円か、わかりませんけれども、基本的には財源に余裕がある場合、一定額を毎年積み立てるのか、それとも一定の例えば繰越金、繰り越すべき金額、黒字になった分がありますね、その分の一定の率、例えば1割を積み立てる、いろいろあるかと思うんです、積み立て方法。

それと、もう一つは、多分相当御宿町に傷んでいる施設もありますから、すぐ充当すると、要するに取り崩すということも考えられるわけでありますけれども、それがない場合は、例えば仮に1,000万円だとすると、どんどん積み上がっていくわけです。それとも、一定の額があれば、一応とめておくのかとか、いろいろな考え方があると思うんですけども、一応この基金設置条例がつくられた場合のその辺の積み立ての方法ですね、現実的な処理と、それから収益について伺いたいと思います。

○議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） まず、施設の建設基金と維持管理の基金の違いということでございますけど、目的基金ですから、一定の建物を建設する場合は、新たに建設基金というのをつくって積み立てていくということになります。現在は教育施設の建設基金等がございます。それとは違うということでございます。

おおむね今も一般会計の中で、例えば道路にしても、建物にしても、軽微な改修といいますか、それは当然やって、予算上、乗せてありますけど、おおむね1,000万円を超えるとか、そういう大きな補修が、今後やっぱり施設が老朽化している中で考えられるわけです。これについて、この財源を充てていきたいと。これだけのために利用できるという財源でございます。一般会計の中では、やはり企業会計と違って、減価償却というような考えがなかなかないような判断になります。決算の中でもご説明しますけど、企業会計的な考え方をしなければならないというふうに国の指導もございますので、そういうことを含めた中で今回お願いしたいということでございます。

それと、一定額ずつ積むのかというご質問ですけど、これは決算状況を踏まえた中で当然判断することになろうかと思います。場合によっては、当然今出した建設等も施設によっては今後考えられるですから、それについてもあわせた中で、どこにどれだけ積むのかというのは、決算の状況を判断した中で考えていきたいというふうに考えております。

○議長（新井 明君） 佐藤会計室長。

○会計室長（佐藤昭夫君） 基金のほうの運用の状況でございますけれども、現在、基金のほうは財政調整基金、減債基金、学校建設基金等につきまして、定期預金による預け入れを行っております。金利のほうなんですけれども、現実的には、1年定期もので0.03%、もしくは0.04%程度になりますので、仮に5,000万円を預け入れした場合、1年間で約1万5,000円程度になるものと思われます。

以上です。

○議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（新井 明君） 日程第10、議案第4号 御宿町暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

氏原総務課長より議案の説明を求めます。

氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 議案第4号 御宿町暴力団排除条例の制定についてご説明を申し上げます。

千葉県では、県民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的に、千葉県暴力団排除条例が平成23年9月1日、本日、施行されたところであります。町といたしましても、社会全体での暴力団の排除を推進することで、町民が安全で安心して暮らせる町づくりを推進することを目的に条例制定をするものであります。

それでは、条文に沿ってご説明を申し上げます。

第1条は、条例に定める事項と条例の目的を規定しております。

暴力団は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号において、「その

団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」と定義されております。

本条例は、社会全体として、地域社会に根づき、害悪をもたらしている暴力団の実態を認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと、暴力団を利用しないことを基本に、町、町民、事業者、関係機関・団体等が連携・協力して、町民の生活や事業活動からの暴力団の排除を推し進めるためのものであります。

第2条は、本条例における用語について定義しております。各用語は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律を引用したもので、暴力団、暴力団員の認定につきましては、警察がこの法律に基づき、全国一律に厳格な審査を経て行われておるところであります。

第3条は、暴力団の排除を進める上での考え方などを示したものであります。

第2項は、暴力団の排除を進めるためには、対暴力団という取り組みの性質上、個人ではなく、社会全体として、連携・協力を図る必要があることから、ここに明示するものであります。

第4条は、町が行う暴力団の排除について、基本的な責務を規定しております。

第1項では、社会全体としての暴力団の排除を推進する上で、町民にとって最も身近な地方公共団体である町が、暴力団による害悪が顕在化した事象に対する施策を推進することを規定しております。

第2項は、町と対等関係にある行政機関や、暴力団の排除における重要な役割を有する関係団体に対し、町みずからの姿勢として、連携を図ることを規定したものであります。

第3項は、町がその事務・事業や町民からの相談等を通じて得た暴力団の排除に資する情報について、県や管轄警察署に提供することを規定しており、情報提供を行うことで、取り締まりの強化を図るものであります。

第5条は、暴力団の排除を進める上での町民の責務について規定しております。住民による取り組みは、暴力団事務所の使用差し止めに見られるように、暴力団の排除を進める上で極めて有効なものと考えられますので、ここに明示するものであります。

第2項は、暴力団によってなされる不当要求について、これを排除するための必要な措置を講じ、暴力団との関係遮断を図るというものであります。

第3項は、暴力団の排除に資する情報について、広く町民からの情報を求めるための規定であります。

第6条は、事業者の中に暴力団を利用する者、暴力団を支援する者、暴力団と共生する者が存在し、これらの者からの資金提供が暴力団の安定した勢力維持につながっているという実態

を考慮し、暴力団との関与を持つ事業者がその関係遮断を図ること、健全な事業者による暴力団の排除の取り組みを促すため、事業者がその行う事業活動に関して暴力団排除に努めることを規定しております。

第2項と第3項の趣旨は、第5条、町民の責務と同様であります。

第7条は、本条例に基づく暴力団の排除を推進するための取り組みによって、善良な町民の権利が不当に侵害されないよう、運用上の注意義務を定めたものであります。

第8条は、暴力団の排除が、町、町民、事業者などの相互の連携・協力のもとに推進されなければならないことを踏まえ、町が行う暴力団排除の施策、町民等への支援が効果的に行われるための推進体制を整備することを定めたものであります。

推進体制の整備として、新たな組織の設置が必要な千葉県では、環境生活部に暴力団排除推進室を設置し、千葉県暴力団排除条例を施行することが所掌事務とされております。本町といたしましては、既存の体制の中で対策推進を行いますので、新たな組織の設置は考えておりません。

第9条は、公金が暴力団の活動資金として利用されることを阻止するために、町の事務、または事業で暴力団に利を与えないための措置を講ずることを定めるものであります。法律の制度上、暴力団員が欠格要件になっていないものについては、運用の中で暴力団を排除するための措置を講じます。公共工事を例にいたしますと、地方自治法や地方自治法施行令では、暴力団企業の入札参加等を違反行為とすることは困難ですが、地方公共団体も契約行為においては、契約に係る当事者でありますので、契約自由の原則により、相手を選ぶ自由があります。暴力団企業の入札参加の制限や当該企業との契約締結をしないという措置を講ずることが可能であります。

第2項は、町の事務・事業からの暴力団の排除を行う上で、暴力団に関する情報を収集するための根拠となる条項であります。具体的な手続といたしましては、本条例の施行に合わせ、千葉県警察のうち本町を管轄するいすみ警察署の署長と御宿町長との間で協定書を結び、意見あるいは情報提供の方法を取り決めます。

第3項は、当事者間の契約だけでなく、その下請等の関連契約からの暴力団の排除を推進するための条項であります。千葉県の公共工事、物品調達では、平成23年4月1日から実施されておるところであります。

第10条は、町の姿勢として、県からの求めに応じ、施策に関する必要な協力を行うことを定めるものであります。暴力団の排除につきましては、県下での統一的な施策の展開が必要であ

ること、またより住民に身近な町が協力しなければ、有効な施策展開が困難な場合も多いことから、規定をするものであります。

第11条は、暴力団の排除に取り組む町民等に対し、町が情報提供等の支援を講ずることを定めた規定であります。

第12条は、暴力団の存在が黙認・容認されている社会的な状況を払拭して、町民などにおける暴力団排除機運の醸成を図るため、町が広報活動などをを行うことを定めた規定であります。具体的には、必要に応じて町民を対象とした集会などの開催が想定されるところであります。

第13条は、町が行う支援や広報活動について、その実効性を高めるために管轄署との連携を図ることを定めるものであります。

2項は、警察が行う保護措置に対して、町が必要な協力を行うことを定めた規定であります。必要な協力の範囲につきましては、対暴力団という性質から、町が正面から保護措置を講ずることを想定したものではなく、あくまで保護の実施は警察が行いますが、その保護の徹底を図る上で、町は公用車による巡回を行い、不審な点があれば、それを警察に連絡することなどを想定したところであります。

第14条は、物事の是非や善悪を判断する能力に乏しい少年が安易に暴力団との関係を構築しないよう、その健全な育成を図るため、学校教育の中で暴力団排除に関する措置が講じられるようにするための規定であります。特に町立の小中学校では、町において本条の措置を講じ、少年を暴力団から守るための実効性を担保するものであります。

2項は、前項の措置に関し県との連携を明示するものであります。

第15条は、暴力団への利益供与について、これが社会的に認められる行為ではないという規範を明確にするために定めるもので、禁止を定めない場合、御宿町ではこれが認められているという誤った解釈を生じることとなることから、ここに明確に定めるものであります。

第16条は、祭礼、花火大会、興行その他の公共の場所に多数の人が特定の目的のために一時的に集合するような行事の主催者、またはその運営に携わる者から、当該行事に関し暴力団の排除につき相談を受けたときは、直ちに警察を初め関係機関に引き継ぐなど、必要な措置を講ずるものとするものであります。

附則といたしまして、施行日は公布の日としております。

本条例案につきましては、8月16日開催、総務委員会にてご審議を経ております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、石井芳清君。

○5番（石井芳清君） 暴力団排除条例の制定ということですが、千葉県が本日、当日付で施行したというようなご説明があったわけですが、同類の条例の制定ということで、県内の制定状況をどのように把握されておるのか。

それから、暴力団の法律で指定団体ということになっておろうかと思いますが、現在、県内と申しましょうか、どのように把握をされておられるのかということです。

それから、一つお伺いをしたいのですが、よく暴力団等の事務所の設置ということで、ニュースに載る事例があろうかと思いますが、この事例は、そういうものに対してどのような効果を発揮するのか、要するに排除ができるのかどうかということですね、端的にお聞きしますと。それについてお伺いしたいと思います。

○議長（新井 明君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） まず、県内の市町村の条例の制定の状況ということだと思いますけれども、これにつきましては、先般、県のほうで県内の市町村を集めて、速やかな条例の制定に向けての協力要請があったところであります。御宿町につきましては、時期的には一番早い時期になるのではないかなと思いますが、各市町村におきましても、今後の定例会等において上程がされるものと認識しております。

あと、県内の暴力団の状況ということではありますけれども、県下の暴力団勢力につきましては、平成22年度末で約2,500人と言われております。前年末と比べて、約250人ほど減少しているという資料がございます。

それから、事務所の設置等について、本条例についてどのような運用をしていくのかということではありますけれども、この中で町、それから住民等の役割分担がございます。そういう中で、先ほども申し上げましたように、住民運動による事務所等の設置拒否という、そういう運動などが最も効果があるんだということではありますが、こういったものに関して、例えば千葉県の警察の指導であるとか、進め方、そういう技術提案もいただけることになっています。町のほうは、本条例に基づきまして、警察のほうと情報の提供であるとか、また住民の支援をしていきたいということではあります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

○5番（石井芳清君） 了解いたしました。今度の暴力団排除条例の運用ですが、これと直接関係するかどうかわかりませんけれども、特に夏の海水浴客を含めた海岸地帯でありますけれ

ども、いつもちょっとしたいさかいとかなんかが多いというような話を伺っております。特にこれから御宿町も家族連れ含めまして、通年観光を含めた、本当に町長も何度もおっしゃっておりますけれども、安全・安心な町づくりを行っていくんだと。そういう家族にも安心して当町を訪れていただきたいというふうに日々おっしゃっているわけでありますが、それに関しては、この条例がどのように効果を発揮するのか、またどのように運用されていくのか、今の条例の説明の中で幾つか説明はあったかと思いますが、改めて説明を伺いたいと思います。

○議長（新井 明君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 防犯ということで申し上げますと、御宿町は既に御宿町防犯まちづくり条例というものを平成18年3月に条例制定しているところであります。これに基づきまして、御宿町防犯まちづくり計画というものをつくりまして、その計画に沿って、住民の協力等々をいただいておるところですが、今回の条例につきましては、暴力団に限っての条例という内容になっております。より暴力団排除に効果が発揮できるものということが期待されて、制定することになっております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（新井 明君） 日程第11、議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

氏原総務課長より議案の説明を求めます。

氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本年8月にスポーツ振興法が改正されまして、スポーツ基本法と名称が変更になりました。その改正法の中で、これまでの「体育指導委員」から「スポーツ推進委員」へ委員名が改正されましたので、町条例につきましても条例を改正するものであります。新旧対照表の別表中の職名「体育指導委員」とありますものを「スポーツ推進委員」に改めるものであります。附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

○5番（石井芳清君） スポーツ振興法に関する字句の改正というような内容だろうかと思いますが、お伺いしたいのですが、体育指導委員ですね、改めてスポーツ推進委員ということになるようですが、この体育指導委員というのはどのような仕事をなされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（新井 明君） 大竹教育課長。

○教育課長（大竹伸弘君） 体育指導委員さんにつきましては、住民が行うスポーツの実技の指導ですとか、住民のスポーツ活動促進のための組織の育成、また学校、公民館等の教育機関、その他行政機関の行うスポーツ行事、または事業に関し協力すること。また、スポーツ団体その他の団体が行うスポーツに関する行事または事業に関し、求めに応じ協力すること、住民一般に対しスポーツについて理解を深めること等が、体育指導委員に行っていただくこととして教育委員会規則のほうで定められております。

具体的には、例えば年2回の小学生のパークゴルフ大会の運営ですかとか、指導、また子供水泳教室の指導、親子スポーツ教室やスポーツ祭の開催等でご尽力をいただいているということでございます。

○議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

---

## ◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（新井 明君） 日程第12、議案第6号 御宿町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

渡辺税務住民課長より議案の説明を求めます。

渡辺税務住民課長。

○税務住民課長（渡辺晴久君） 議案第6号 御宿町税条例等の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。

本改正案は、平成23年6月30日に公布された地方税法の改正に伴う寄附金控除適用下限額の引き下げや不申告に対する罰則強化についての改正、また災害等特別な事情がある場合における町県民税と軽自動車税の減免措置などについて改正をするものです。

改正条文は、御宿町税条例、平成20年及び平成22年改正条例の附則の改正案となるため、全3条の構成となっております。

それでは、新旧対照表に沿って説明させていただきます。

新旧対照表1ページをご覧ください。

第26条は、町民税の納税管理人の申告をしなかった場合の過料について、上限額が地方税法の改正により3万円から10万円に引き上げられたことから、町条例についても同様の改正をするものです。

第34条の7は、寄附金控除の適用下限額を地方税法の改正に合わせ5,000円から2,000円に引き下げるものです。

また、第5号の改正は、租税特別措置法の改正により、引用条文を改正するものでございます。

2ページの36条の3は、施行規則に合わせて字句の改正をするものです。

第36条の4は、町民税の申告に関する過料についての規定ですが、過料の限度額を地方税法の改正に合わせ3万円から10万円に改めるものです。

第51条は、町民税の減免規定ですが、災害等の特別な事情がある場合の減免規定を加えるものです。

3ページの第53条の10は、退職所得の申告書の不提出に関する過料についての規定ですが、過料の限度額を地方税法の改正に合わせ3万円から10万円に改めるものです。

第61条は、地方税法第349条の3の改正により、改正前の第11項が第12項に改められたため、

条例の引用条文について改めるものです。

第65条は、固定資産税の納稅管理人、第75条は、住宅用地、償却資産に関する不申告に係る過料についての規定ですが、地方税法の改正に合わせて3万円から10万円に改めるものです。

4ページの第87条は、軽自動車税に関する申告等に関する規定ですが、申告書の様式を地方税法施行規則に対応させるため改正するものです。

第88条は、軽自動車に係る不申告に係る過料についての規定です。過料の限度額を地方税法の改正に合わせて3万円から10万円に改めるものです。

第89条は、軽自動車の減免に係る規定ですが、地方税法の減免規定に合わせた減免規定を整備するものでございます。

5ページの第100条の2、第105条の2及び次ページの第139条の2は、たばこ税、鉱産税、保有税に係る不申告に係る過料についての規定が地方税法の改正により新たに設けられたため、合わせて条例を設けるものでございます。

また、前後しますが、1ページ戻っていただき、5ページの第107条、第133条は、鉱産税、保有税の納稅管理人に係る不申告に関する過料について3万円から10万円に改めるものでございます。

6ページ中段以降は、附則の改正となります。

附則第7条の4は、上場株式の配当や土地の譲渡所得などの分離課税の対象となる所得のみを有する方が市町村等へ寄附を行ったとき、寄附金控除の特例を規定するものですが、一般の所得と合わせて下限額を5,000円から2,000円に改めるものです。

附則8条は、肉用牛の売却による事業所得の特例についての規定です。改正内容は、これまで年間2,000頭以下の売却所得は減免としていましたが、減免頭数を1,500頭以下とする見直しを行った上で、その適用期限を平成27年度まで延長することとするものです。

また、関係法令を引用した条文とする条例の改正を行っております。

8ページの附則第10条の2は、高齢者の居住の安定確保に関する法律が改正となったことから、引用条文について改正するものです。

中段からは、本改正の附則となり、施行期日等を定めるものです。

1号から3号までに規定するもの以外については、公布の日から施行することとしております。

第1号は、不申告に関する罰則についての改正については、施行の日から2カ月を経過した日、第2号は、肉用牛の免税点の改正となります、平成25年1月1日から、第3号では、引

用している法律の施行日からの施行としております。

附則の第2条以降は、経過措置を規定するものです。原則、施行の日以後に発生した事項について、改正条文が適用され、施行日以前については、従前の例によるものとしております。

10ページから11ページの上段までは、平成20年に改正した税条例の附則を改正するものとなります。

上場株式の配当所得、株式譲渡所得、特定外国配当所得についての町民税の所得割の税率について、本来の100分の3から100分の1.8に相当する額とする軽減措置が設けられております。この適用期限を平成23年12月31日から平成25年12月31日まで延長するものの改正でございます。

11ページ中段からは、平成22年に改正した税条例の附則を改正するものとなります。

本改正案の第2条で、上場株式の配当、譲渡所得に係る特例措置を平成26年度の課税分所得まで延長したため、平成25年度から施行されるものとされていた上場株式等の配当所得に係る軽減措置の施行開始を平成27年度課税分からと改めるものです。

なお、改正内容を要約したものを資料として配付させていただいております。

以上で議案第6号 御宿町税条例等の一部を改正する条例案についての説明を終わります。

○議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、石井芳清君。

○5番（石井芳清君） 税条例の改正ということで、特に減免規定について伺いたいと思います。個人住民税関係ということで、減免規定、第51条ですか、災害その他特別な事情があるものについての減免規定を設けるということあります。また、軽自動車税関係では、第89条ということで、同種のようあります。軽自動車税については、さらに細かい減免ですか、内容が3項にわたって述べられていると思いますが、この特別の事情があるという内容について、どういう内容になっているのか。多分要綱などで具体的に明示するというふうに思いますけれども、これが間もなく施行されるというふうに思いますので、この細かい運用について、具体的に特別な事情の解釈について伺いたいと思います。

○議長（新井 明君） 渡辺税務住民課長。

○税務住民課長（渡辺晴久君） 特別の事情ということで、災害等の場合については、災害被災者に対する地方税の減免措置等についてということで、平成12年4月1日付で事務次官通知がございます。そういった中で、災害で死亡されたとか、あと障害を負ったといった方については、一定の減免措置の内容が通知されておりますので、それに沿って減免を決定していきた

いと考えております。

あと、特別な事情ということで、例えば盜難に遭ったとか、そういったことで、かなりの自分の資産を自分の意思と反する状態で災害、盜難とか、そういったことで失った場合に特別な事情に該当するものだと考えております。

○議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

○5番（石井芳清君） 軽自動車税の減免について見ておるんですけども、この2項に、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者が所有し、または使用する軽自動車等というふうにうたわれておるわけでありますけれども、かつて例えばクーラーでありますとか、自動車ですか、こういうものについて、生活保護、こうした人たちからそういうものについて、それが何というんですか、余分と申しましょうか、いわゆる昔で言えば、ぜいたく品だということで、そういうものの設置、また使用を認めないような、そういうような指導もあったかと思いますが、現実的には、昨今の中では、そういうものは多くは是正されてきているというふうに思うわけでありますが、例えば生活保護が一定の仕事なり、生活するために、例えば買い物するために、車がないと買い物に行けないと、当然その車は必要になってくるわけです、そういうところにお住まいの方は。そういうことも含めて、これはちょっと違うのかもわかりませんけど、車の使用ですね。

それから、先ほど減免の中には災害というのがありましたけれども、例えば漁師の方だと漁ですよね、こうしたものが不漁続きであるという中で、これも大きな災害になるのかどうか含めて、その辺のところの運用、これも収入に大きくなると思います。特に何度も言いますけれども、税というのは、前年度の収入に対する税ということありますので、今年納めているのは、基本的には去年の収入に関する税金ということで、今年例えば災害の一部なんでしょうねけれども、今日もお話をありましたけれども、観光客ですね、そういう中で宿泊数が大幅に減ったと。これは今日の新聞では、南房総市等はそういうものに対して、東電に対する補償請求を行うのではないかということも報道されておったわけです。これは補償の関係でありますけれども、そうしたものも今回の中で当然入ってくると思うんです。それについての確認をしたいというふうに思います。

○議長（新井 明君） 渡辺税務住民課長。

○税務住民課長（渡辺晴久君） 軽自動車等の貧困により生活のための公私の扶助を受ける場合ですが、これは生活保護を受ける方などへの減免については、条例で定めればできると地方税法で規定されておりますので、生活保護の方についての減免、これは公ということになります

ですが、私のほうになりますと、第三者からいろいろ仕送りをいただいているとか、そういった形が明らかになった場合、減免のテーブルに乗せて、それからいろいろ生活状況を考慮した上で決定していくというような形を考えております。

また、急に所得がなくなつて、収入が途絶えてしまうと。漁師の方とかで漁が減つたりとか、そういった形になりますと、基本的には、議員さんのはうからもお話がありましたけれども、住民税は前年度の所得で課税されていますので、そちらのはうについては、特に減免するというようなことは今のところは考えておりません。ただ、収入が急に途絶えてしまって、税が払えないということであれば、それなりに徵収猶予等のご相談をいただいた中で納税計画を立てさせていただくというような措置にならうかと思います。

○議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

ただいまより10分間の休憩といたします。

（午後 1時54分）

---

○議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時05分）

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（新井 明君） 日程第13、議案第7号 平成23年度御宿町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

米本建設環境課長より議案の説明を求めます。

米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） それでは、初めに補正予算書の1ページ、第2条、収益的收

入及び支出から説明いたします。

支出科目の第1款水道事業費用、第1項営業費用の金額2億6,128万4,000円に597万4,000円を増額し、水道事業費用を2億7,179万円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出につきましては、支出科目の第1款資本的支出、第1項建設改良費の金額4,215万9,000円に275万円を増額し、資本的支出を5,249万8,000円とするものです。

次に、3ページの事項別明細書にて説明いたします。

収益的支出の水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費の委託料は、浄水処理過程に発生する汚泥の搬出に係る処分費500万円を計上しました。

次に、配水及び給水費の法定福利費6万7,000円は、負担割合の変更による増額です。

総係費の法定福利費13万9,000円と賃金76万8,000円の増額は、臨時職員1名分の10月以降の人件費でございます。

資本的支出の建設改良費、原水及び浄水費の工事請負費275万円の増額は、浄水場ろ過池の洗浄に使用する大型モーターの絶縁不良による故障のため交換するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、石井芳清君。

○5番（石井芳清君） 3ページの原水及び浄水費ということで、浄水汚泥処分費ということで委託料が載っておるわけでありますが、補正されておりまして、500万円ですか、載っておるわけでありますが、これはいわゆる放射線等の関係で処理費が高くなつたということなんでしょうか、それとも汚泥そのものが大量に発生したために費用が補正されるということなのでしょうか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 放射線とは関係ございません。汚泥の量が多く発生するということで、その分を補正させていただくものでございます。

○議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

○5番（石井芳清君） 処理費ではないと。単純な単価ではないということですね。500万円というと、かなりの量だというふうに思うわけでありますけれども、これが今年急に、当初予算というのは通常で何ヵ年かの平均で予算を組みますよね。およそこの程度例えれば汚泥が出るだろうと、それで予算を組みますよね。500万円プラスになったというのは、私はかなりの量

ではないかなと思うので、ちょっとそのトン数がわからないわけですけれども、この500万円というものがどの程度のトン数になるのか。汚泥がそれだけ出た、なぜ出たのかということは、どのように中身を把握されておるのか。

○議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 汚泥の量としては250立米ということでございます。基本的には、天日乾燥床というところが4カ所ございます。そこで約3カ月ほどかけて乾燥させると。乾燥したものを搬出するというふうな作業になっておるわけですけれども、天候の不順、あるいは水道水の、例えば水質悪化等によりますと、薬品等を入れる、そういうことで量が増えるということもありますので、サイクルが短くなってくるというものが発生しますので、そのための補正の金額ということでございます。

○議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（新井 明君） 日程第14、議案第8号 平成23年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第8号 平成23年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回提案いたします補正予算は、歳入歳出に1,014万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億6,334万7,000円とさせていただくものです。

主な内容につきましては、前年度会計における剰余金の財政調整基金への積み立てと国庫負

担保等の精算による返還金の増額でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書5ページをお願いいたします。

歳入からご説明いたします。

9款繰越金、1項繰越金、1目療養給付費等交付金繰越金、補正額380万3,000円は、退職者医療交付金の精算に伴う平成22年度の繰越金でございます。

2目その他繰越金、補正額633万9,000円を充当いたしまして、収支の均衡を図りました。

続きまして、6ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

9款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整積立金、補正額619万9,000円は、平成22年度剩余金の財政調整基金への積立金です。

次段におきまして、11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、補正額394万3,000円は、前年度に交付されました退職被保険者の医療費に対する医療給付費等の交付金と、国庫支出金であります出産育児一時金補助金の精算により返還が生じたので、増額するものでございます。

以上で議案の説明を終わります。

また、本補正予算は、平成23年8月17日に開催されました第2回国保運営協議会にてご承認をいただいておりますことをご報告いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（新井 明君） 日程第15、議案第9号 平成23年度御宿町介護保険特別会計補正予算

(第1号)についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 議案第9号 平成23年度介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

今回ご提案いたします補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ432万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を7億5,818万円とさせていただくものでございます。

主な内容といたしましては、4月の人事異動に伴う人件費の補正と平成22年度国・県支払基金等の事業費の確定に伴う負担金の精算でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の5ページをご覧いただきたいと思います。

歳入よりご説明いたします。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、補正額59万3,000円は、介護給付費精算に伴い減額となりました。

7款繰越金、1項繰越金、補正額491万7,000円を追加いたしまして、収支の均衡を図りました。

以上、収入の補正額432万4,000円を追加いたしまして、歳入総額7億5,818万円とするものです。

続きまして、6ページ、歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費59万3,000円の減額は、4月の人事異動に伴う職員の人件費の減額でございます。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、平成22年度地域支援事業交付金等の精算に伴いまして、国・県支払基金への返還金でございます。

同じく5款諸支出金、2項繰出金280万7,000円は、平成22年度介護給付費等の精算分として、町一般会計へ返還するものでございます。

以上、歳出の補正額432万4,000円を追加いたしまして、歳出総額7億5,818万円とさせていただくものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（新井 明君） 日程第16、議案第10号 平成23年度御宿町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

木原企画財政課長より議案の説明を求めます。

木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 議案第10号 平成23年度御宿町一般会計補正予算（案）第4号についてご説明申し上げます。

予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ5,750万円を追加し、補正後の予算総額を33億140万円と定めるものでございます。

補正の主な内容でございますが、将来財政の安定化を考慮し、22年度決算の分析結果を受け、公共施設維持管理基金への積み立てを行うほか、子ども医療や大腸がん検診など、医療・福祉にかかる経費、さらには太陽光発電設備導入に係る助成事業について追加するとともに、各費目にわたり、人事異動などに伴う人件費の調整を行いました。

補正財源といたしましては、太陽光発電設備導入助成にかかる県支出金、介護保険特別会計による精算繰入金のほか、22年度からの純繰越金5,423万3,000円を充て、収支の均衡を図りました。

それでは、補正予算の各費目にわたる詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。

6ページをお開きください。

初めに、歳入予算でございますが、15款県支出金ですが、2項県補助金、3目衛生費県補助金の42万円は、県において地球温暖化防止対策の一環として、太陽光発電設備設置にかかる助成制度が創設され、1件当たり7万円を助成するもので、6件程度の件数を見込んで追加計上するものであります。

18款繰入金、1項特別会計繰入金、2目介護保険特別会計繰入金280万6,000円につきましては、介護保険給付費にかかる一般会計法定負担分の精算による繰り入れでございます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金については、平成22年度からの純繰越金で5,423万3,000円を追加し、収支の均衡を図りました。

20款諸収入、2項雑入、4目雑入ですが、給食費の未納にかかる一般会計からの一時補てん分の精算返還金でございます。

以上、歳入予算として合計5,750万円を追加補正しております。

続いて、歳出予算についてご説明させていただきます。

7ページ、1款議会費、1項議会費、1目議会費ですが、人件費にかかる補正で、以降、各費目にわたり人件費の補正を行っておりますが、人事異動や昇格に伴う過不足の調整を行っております。

2款総務費ですが、1項総務管理費、1目一般管理費については、2節給料から4節共済費までは、人件費の調整でございます。

12節役務費28万2,000円ですが、内訳といたしましては、公民館における諸証明機器が6月の落雷により故障が生じ、入手可能な機器に対応した回線を使用することから、回線使用料16万9,000円を追加するものです。

また、今年度新規に購入した公用車、旧岩和田小学校の特別教室棟や体育館を解体せず、施設を残すことから、車両保険料並びに建物保険料について、それぞれ所要額を追加するものであります。

19節補助金補助及び交付金14万円は、職員採用試験の実施にあたって、県内の合同試験と町議会議員選挙との日程が重なり、別日程で実施することから追加費用を補正するものでございます。

3目財産管理費の64万4,000円ですが、町有地管理にかかる草刈り機が故障し、修繕できないことから、新たに購入するほか、庁舎事務室内の電話機にボイスレコーダーを設置し、電話による暴力に対応するものでございます。

5目諸費の9,000円ですが、臨時職員にかかる標準報酬月額の変更に伴い、社会保険料に不足が生じることから追加するものでございます。

8ページに移り、12目公共施設維持管理基金ですが、議案第3号にてご承認いただきました条例の設置趣旨を踏まえて、5,000万円を積み立てて、老朽化に伴う維持管理経費を蓄えておくものでございます。

2項徴税費、1目税務総務費ですが、2節給料から4節共済費までは、人件費の調整であります。

23節償還金利子及び割引料93万円は、町税の過年度分について、還付金の不足が生じることから追加するものでございます。

3項戸籍住民台帳費につきましては、人件費の調整です。

次に、3款民生費でございますが、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費については、人件費の調整です。

2目老人福祉費ですが、こちらも介護保険会計にかかる支弁職員人件費の調整として、28節繰出金で59万3,000円の減額です。

3目心身障害者福祉費ですが、障害者自立支援法等の改正により、サービスの拡充や利用者負担の見直しに伴い、システム改修が必要なことから、13節委託料で21万円を追加補正するものです。

続いて、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費25万2,000円ですが、御宿児童館の内壁を補修し、安全かつ適正な施設運営を行うものであります。

3目保育所費ですが、2節給料並びに3節職員手当は、人件費の調整です。

11節需用費の20万円は、御宿保育所の建具を補強するものであり、15節工事請負費は、岩和田保育所の調理場内のガス給湯器が老朽化により不具合が生じ、調理にかかる衛生面において対応を要することから、交換取りつけ工事を追加するものでございます。

10ページに移りまして、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございますが、3節職員手当は人件費の調整です。

23節償還金利子及び割引料2万4,000円は、女性特有のがん検診の実績に基づきます精算返還金でございます。

2目予防費ですが、11節需用費から18節備品購入費までは、国の女性特有のがん検診推進事業とあわせて、大腸がん検診につきましても同様の制度となることから追加するものでございます。制度内容につきましては、40歳から60歳までの男女に対し、それぞれ5歳階級ごとにクーポン券並びに検診手帳を交付するもので、それぞれ事務費、検診費などについて所要額を補正するものでございます。

19節負担金補助及び交付金5万4,000円は、犬・猫の不妊手術費用の助成について、当初見込みを上回ることから補正をお願いするものでございます。

3目環境衛生費は、歳入予算にてご説明しましたとおり、県において地球温暖化防止対策の

一環として、太陽光発電設備設置について、1件当たり7万円を助成するもので、町といたしましても県と同額を補助することから、19節負担金補助及び交付金で84万円を追加計上するものです。

4目子ども医療対策費につきましては、中学生の入院にかかる扶助の追加であり、長期入院が見込まれていることから、所要額84万円を追加するものでございます。

5目保健指導費につきましては、人件費の調整を行うものです。

2項清掃費、1目清掃総務費は、人件費の調整です。

11ページ、2目じん芥処理費53万6,000円は、清掃センターの搬入口において、経年劣化により段差が生じていますので、段差解消のため舗装修繕を行うものです。

5款農林水産業費、1項農業費ですが、1目農業委員会費並びに2目農業総務費については、人件費の調整でございます。

3項水産業費は、1目水産業振興費で10万9,000円の計上、6月末にクジラが海岸に打ち寄せられ、緊急対応を要したことから、埋葬処理に係る経費の追加でございます。

6款商工費、1項商工費ですが、1目商工総務費並びに3目観光費の2節給料と3節職員手当は、人件費の調整でございます。

12ページ、上段、15節工事請負費50万円につきましては、岩和田にあります未使用となりました観光トイレ等の解体をするものでございます。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費ですが、13節委託料で150万円、町道の側溝清掃にかかるもので、排水機能を確保し、道路の適正管理を行うものでございます。

3項住宅費につきましては、矢田団地において退去された世帯があり、次に入居者を募集するにあたり、床の張りかえなどの修繕が必要なことから、11節需用費で36万6,000円を追加計上するものでございます

4項都市計画費につきましては、人件費の調整を行うものでございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は、人件費の調整です。

13ページ、2項小学校費、1目学校管理費の50万円ですが、御宿小学校の各教室の床板を補修するもので、児童が安心して遊べる環境を整えます。

3項中学校費、2目教育振興費ですが、19節負担金補助及び交付金16万9,000円、卓球部・柔道部が県大会に出場したことから、大会会場までの交通費分について追加補正をお願いするものです。

4項社会教育費、1目社会教育総務費ですが、2節給料並びに3節職員手当は、人件費の調

整であります。

19節負担金補助及び交付金3万円は、柔道・水泳の種目において、小学生が全国大会に出場することから、助成金の補正を行うものです。

2目公民館費ですが、公民館正面玄関の階段や駐車場の舗装について、経年劣化により破損しているほか、浄化槽や火災報知器に不具合が生じたことから、施設を安全かつ適正に管理するため、11節需用費55万3,000円を追加し、修繕を行うものです。

3目資料館費、11節需用費16万8,000円ですが、排煙オペレーターが故障し、万一に備えて排煙できないことから、修繕料を追加するものです。

5項保健体育費ですが、1目保健体育総務費は、人件費の調整です。

2目体育施設費ですが、旧岩和田小学校体育館の火災報知器に不具合が生じ、利用者の安全性を確保するため修繕費について計上するものでございます。

なお、各費目の施設修繕料等につきましては、町活性化対策として補正するものであり、およむね600万円程度の追加計上しております。

以上、歳出予算総額5,750万円を追加し、補正後の歳入歳出総額を33億140万円とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、石井芳清君。

○5番（石井芳清君） 一番最後に説明がありましたが、今般の補正では、小修理、修繕というものが各目、各課と申しましょうか、あるわけありまして、およそ600万円程度というご説明がありました。町活性化に資するということで、各課で出していただいたというような内容だというふうに理解しております。この契約事務でありますけれども、これで各課出されて、およそどの程度の事業者、それは契約内容があろうかと思うのですが、契約が各課行われるのか、集中して行われるのかちょっとわからないわけですけれども、せっかくですので、たくさんの方に契約をしていただきたい、先ほど課長からもおっしゃられました活性化に資する、そういう予算の使い方にしていただきたいというふうに思うわけでありますが、契約について、この案が通った中でどのようにされていかれるのかお伺いしたいと思います。

○議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 実際の契約は各担当課で行うわけですが、この追加の趣旨の

とおり、できるだけ町の活性化になるということですから、業者選定については、額的にもそういうふうになると思いますが、町の業者を優先的にとるという考えであります。

○議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

○5番（石井芳清君） 当然町内優先ということでありますけれども、町内業者もたくさんございますので、低い金額であれば、随契ということも可能なかなと思いますが、たくさんの事業者に仕事が行き渡るようにしていただきたいなと思います。

それから、関連でありますけれども、これは町が直接発注するわけですが、先般の議会でも提案申し上げましたが、いわゆるリフォーム助成ですね、これについても今後検討してまいりたいというふうに伺っておりますが、検討状況について伺いたいと思います。

○議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） リフォームの関係につきましては、現在、国へ平成24年度の補助金の申請を行っております。その中で近隣の町村だと、上限額が1工事20万円ということですけれども、約2分の1の補助金が出るのではないかというふうな形を考えております。また、そのほかに平成24年度につきましては、耐震診断あるいは耐震改修等、国・県の補助制度、4事業を活用して、活性化策につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

○5番（石井芳清君） 了解いたしました。今般の緊急的な対応、これから恒久的な内容ということで対応していただくということでございますので、善処いただくようお願い申し上げます。

次に移ります。10ページに入ります。この中で予防費という中で女性がんと大腸がん等について、40歳から60歳と先ほどおっしゃられましたが、5歳ごとのクーポンを発行されるようなご説明であったかと思います。もう少し詳細な事業内容についてお伺いをしたいと思います。

また、この事業でおよそこの補正でどの程度、これから約半年間ですか、本年度あろうかと思いますが、その中でどの程度の住民が利用されるのか、その計画について伺いたいと思います。

○議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 大腸がん検診の関係でございますが、がん検診におきましては、特定の年齢に達した方につきまして、子宮頸がん、乳がん及び大腸がんに関する検診費用が無料となるクーポン券を送付してございます。年齢制限といたしましては、対象年齢40歳から5歳刻みで60歳までというふうな形になっております。ですので、40、45、50、55、60とい

うことでございまして、今回の対象者といたしましては、町の計画では529名、検診率といたしまして50%を想定して、今回の補正を組ませていただいております。

以上です。

○議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

○5番（石井芳清君） 了解いたしました。529名、520名強の方ということであります。大腸がんということでございますが、もう一つ、今日は女性と男性ということですが、男性特有の病気で私の周りの方も大変多く発症されているのがいわゆる前立腺がんというのがございます。これについても今後対応を広げていく考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 大腸がん、子宮頸がんといろいろな形で助成してございます。今現在のところ、私どもと大多喜町さんが対応しておりませんので、今後、郡内の課長会議等で郡内の動向等を勘案しながら、検討してまいりたいと思います。

○議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

○5番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に、環境衛生費ということで、非常に新しい事業内容であると思いますが、住宅用太陽光発電設備導入ということで、県から7万円と、それから町が同額の7万円を補助して、1件当たり14万円補助するというような内容であろうかと思います。金額を割り算すると、6件という事業内容というふうに思うわけでありますが、これはこれから始まるわけでありますけれども、ぜひ広げていっていただきたいということですが、既存の設置というのは、町は把握されておられるのかどうか。太陽光発電ですよね、それがどの程度町内に普及しているのかというものは把握されておられるのかどうか、それもあわせて、それから今後について伺いたいと思います。

○議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 町の現在の太陽光発電の設置状況については、把握はしていません。今後の事業の推進ということですけれども、県の住宅用太陽光発電設備導入促進のための市町村補助事業ということで、本年度の6月議会で承認されたわけでございます。そういう中で御宿町分ということで、県補助分が42万円ということです。この関係につきまして、今後、今、原発の問題、いろいろございます。自然エネルギーの関係が今後ますます比重が大きくなってくるというふうに考えますので、できれば推進していきたいというふうに考えております。

○議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

○5番（石井芳清君） これは既に要綱等はできておるのでしょうか。できていないとすると、できているかどうかわからないですけれども、これがもし可決した場合、いつから申請の受け付けになるのか、それについて伺いたいと思います。

それと、もう一つ、たしかこの間、国の交付金等の関係で、町内の施設を整備した中に幾つか太陽光パネルを設置した経過があったと思いますけど、それは把握、それとその運用状況を把握されておられるのか、ちょっとその点もせっかくですので、お話しいただきたいと思います。

○議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） この補助事業に関する要綱については、補正予算が通りました後、早速作成したいということです。対象につきまして、期間はなるべく早く実施したいというふうに考えております。

○議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 町の施設では、メキシコ記念公園のトイレ、観光案内所のほうに設置しております。22年度の決算で申し上げますと、メキシコ記念公園の発電量が174キロワット、金額にして8,352円、案内所のほうが354ワットで1万6,992円で、合計で2万5,344円という結果でございました。

○議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

○5番（石井芳清君） 了解いたしました。

それでは、次に移ります。12ページになりますが、これは観光費の中だと思いますが、工事請負費ということで、観光施設整備工事50万円ということありますが、説明によりますと、岩和田の旧トイレというようなご説明をいただきましたが、場所はどこなんでしょうか、具体的な内容について伺いたいと思います。

○議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） これは岩和田の境川の河口部に、昭和40年代ですか、あった施設で、シャワー施設とトイレがあって、我々も気がつかなかつたんですけど、現在、トイレの一部がまだ残っていたということで、組合のほうから申し出がありまして、緊急的に今回対応する予定で、取り壊しの予定で今進めているところです。

○議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

○5番（石井芳清君） ちょうど境川の川のところに施設がありますよね、その反対側あたり

でしょうか、場所的には。

○議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 具体的には、土建屋さんのわきのところに少し残っているんですが、残地のような、そこにあるようです。

○5番（石井芳清君） 決算では、町の財産と調書が載っているわけですけれども、今の説明ですと、そこには載っていなかったんですか。

○議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

○産業観光課長（藤原 勇君） 既に行政側としては取り壊したという認識がありました。昭和50年代でしょうか、当初、シャワー施設については、当時の観光課のほうで取り壊した記憶がございますが、そういうことで、私どもとしては既に取り壊したものと考えておりました。

○議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

○5番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に移ります。土木費ですが、側溝清掃作業委託ということですが、先ほども質問いたしましたが、放射線、町内は比較的低いとは言うものの、やはりこういうところに放射線、放射能がですね、放射能物質が集まりやすいということであります。この事業を行うということであれば、ぜひこういう場所、もしくは一番集水されているところですね、川に落ちるところ。そういうところが多分一番多くなると思いますので、そういう地点など、代表的なところを検査していただきたい、安全確保、また町民への安全性、放射能を含めた広報などを行っていただきたいと思うのですが、この側溝の場所ですね、事業内容、150万円の委託料ということですので、この内容について説明いただきたいと思います。

○議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 具体的には、岩和田の海岸道路が延長が約120メートルぐらいを予定しております。久保の大地電気わきから内山さんの裏に抜ける側溝ですね、それが約130メートルぐらいを予定しています。あとは、高山田の北側ですか、井上建設さんの付近の側溝が約50メートルぐらいということで考えております。

放射能の関係につきましては、千葉県も似たような事業を行っていると伺っております。そういう上部機関の対応等を参考にしながら対応していきたいと思います。

○議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

○5番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に、土木費の中で住宅総務費、矢田団地ということで、1部屋更新ですか、部屋の更新だ

ろうと思いますが、床の修繕とおっしゃいましたか、修繕の修繕料ということで載っておるわけですが、いわゆる町営住宅の修繕、この間も担当の方にお伺いしたんですけども、その範囲ですね。確かに条例には明示されているというふうに思うわけでありますけれども、せっかくの機会ですので、どこまでが町の責任、どこまでが住居者の責任なのかということを明らかにしていただきたいと思います。

それから、もう一つ、住宅等でありますが、たしか町営住宅も、まだ合併浄化槽というよりも、単独浄化槽のところが大変多いというふうに思うんですね。岩和田の漁民住宅もそういう古い対応だということでございますので、そうしたもののが改修というのも、当然公共住宅ですから、今後必要になってくるかというふうに思うんですけども、あわせてそういうことも含めまして、今後の対応などについて伺いたいと思います。

○議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

○建設環境課長（米本清司君） 修繕費用の負担につきましては、住宅の設置管理条例20条にうたわれております。簡単に言ってしまいますが、基本施設については町ということになります。あと、日常生活で例えばふすまを破いたとか、ガラスを割ったとか、そういうものについては入居者の義務でお願いしているということでございます。

また、合併浄化槽の今後ということでございますけれども、富士浦団地は合併浄化槽が入っているということで、あの10カ所についてはくみ取り式ということになっております。非常に財政状況等も勘案しなくてはいけないというふうに思いますが、できればそういう方向で進んでいきたいという考えはございます。

○議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

○5番（石井芳清君） 最後になりますが、これは13ページ、学校管理費ということで、修繕料、御宿小学校の床の修繕というようなご説明でありましたが、床はたしか木のやつで、張り合わせたようなやつとか、大分古くなっているような状況もあったかと思うんですけども、全面張りかえなのか、部分修理なのか、それからどの教室、4階ありましたか、どの辺なのかも含めて伺いたいと思います。

それから、もう一つ関連なんですけれども、たしか中学校、ちょっと違うんですけども、中学校の美術室の天井を、今年予算の中で天井を設置していただけるというようなお話を伺っております。たしか夏休み中に行うような話も伺った経緯があるかと思いますが、その内容について、関連ですけれども、説明いただければと思います。

○議長（新井 明君） 大竹教育課長。

○教育課長（大竹伸弘君） まず、御宿小学校の床の修繕に関しては、床のほうが、15センチぐらいの幅木を張った床の構造になっております。改修は一教室すべてということでなくて、部分的にそこがひび割れをしたり、ひび割れしたところがはがれて、とげを刺すような部分もございますので、そういったところを各教室抽出しまして、全体としては15平米ぐらいの面積の改修ということで考えております。

それから、中学校の美術室の関係ですが、こちらにつきましては、天井が廊下とつながっているということで、寒いという指摘がございまして、美術室の天井と廊下の間の部分をパネル立てかけて、上から暖かい空気が漏れるのを防ぐということで、こちらにつきましては夏休み中に実施をいたしまして終了しております。

以上です。

○議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（新井 明君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

明日2日は、午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後 2時48分）